





官 報 (号 外)

<p>(議案付託)</p> <table border="1"> <tr><td>吉田 宣弘君</td><td>高木美智代君</td></tr> <tr><td>黄川田仁志君</td><td>井出 康生君</td></tr> <tr><td>小熊 健司君</td><td>田嶋 要君</td></tr> <tr><td>伊藤 俊輔君</td><td>黄川田仁志君</td></tr> <tr><td>池田 佳隆君</td><td>池田 佳隆君</td></tr> <tr><td>繁本 護君</td><td>松田 功君</td></tr> <tr><td>伊藤 俊輔君</td><td>松田 功君</td></tr> <tr><td>吉田 宣弘君</td><td>吉田 宣弘君</td></tr> </table> <p>国土交通委員会 辞任 辻元 清美君 山崎 誠君 辻元 清美君 補欠 山崎 誠君 吉田 宣弘君 高木美智代君</p> <p>(特別委員辞任及び補欠選任)</p> <p>辞任 尾身 朝子君 宮腰 光寛君 宮崎 政久君 井出 康生君 木村 弥生君 西田 昭二君 尾身 朝子君 宮崎 政久君 井出 康生君 木村 弥生君 西田 昭二君 尾身 朝子君 宮腰 光寛君</p> <p>(議案提出)</p> <p>一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。</p> <p>令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)</p> <p>令和二年度一般会計予備費使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)</p> <p>(議案受領)</p> <p>一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。</p> <p>児童対象性犯罪等の防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する等の法律案</p>	吉田 宣弘君	高木美智代君	黄川田仁志君	井出 康生君	小熊 健司君	田嶋 要君	伊藤 俊輔君	黄川田仁志君	池田 佳隆君	池田 佳隆君	繁本 護君	松田 功君	伊藤 俊輔君	松田 功君	吉田 宣弘君	吉田 宣弘君	<p>一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>海上交通安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)(参議院送付)</p> <p>国土交通委員会 付託</p> <p>一、昨十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三八号)</p> <p>政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託</p> <p>(議案送付)</p> <p>一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。</p> <p>原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件</p> <p>大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件</p> <p>国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件</p> <p>著作権法の一部を改正する法律案</p> <p>航空法等の一部を改正する法律案</p> <p>消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案</p> <p>(議案提出)</p> <p>一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問主意書(中谷一馬君提出)</p> <p>一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問主意書(中谷一馬君提出)</p> <p>(質問書提出)</p> <p>一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問主意書(山井和則君提出)</p> <p>一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問主意書(山井和則君提出)</p> <p>(質問書提出)</p> <p>一、去る十八日、内閣から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>まん延防止等重点措置として飲食店に対する酒類の提供等の停止を要請することに関する質問主意書(今井雅人君提出)</p> <p>薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する質問主意書(江田憲司君提出)</p> <p>新型コロナウイルスの感染抑止のための下水道検査に関する質問主意書(山井和則君提出)</p> <p>(答弁書受領)</p> <p>一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>衆議院議員阿部知子君提出「雨畑ダムの堆砂と水利権に関する質問に対する答弁書」</p>	<p>一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>海上交通安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)(参議院送付)</p> <p>国土交通委員会 付託</p> <p>一、昨十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三八号)</p> <p>政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託</p> <p>(議案送付)</p> <p>一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。</p> <p>原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件</p> <p>大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件</p> <p>国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件</p> <p>著作権法の一部を改正する法律案</p> <p>航空法等の一部を改正する法律案</p> <p>消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案</p> <p>(議案提出)</p> <p>一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問主意書(中谷一馬君提出)</p> <p>一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問主意書(山井和則君提出)</p> <p>(質問書提出)</p> <p>一、去る十八日、内閣から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>まん延防止等重点措置として飲食店に対する酒類の提供等の停止を要請することに関する質問主意書(今井雅人君提出)</p> <p>薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する質問主意書(江田憲司君提出)</p> <p>新型コロナウイルスの感染抑止のための下水道検査に関する質問主意書(山井和則君提出)</p> <p>(答弁書受領)</p> <p>一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>衆議院議員阿部知子君提出「雨畑ダムの堆砂と水利権に関する質問に対する答弁書」</p>	<p>品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>一、昨十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律案</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るために銀行法等の一部を改正する法律案</p> <p>(議案撤回)</p> <p>一、去る十八日、議員からの申出により次の議案は撤回された。</p> <p>法務委員長義家弘介君解任決議案(安住淳君外三名提出)</p> <p>(質問書提出)</p> <p>一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問主意書(中谷一馬君提出)</p> <p>一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問主意書(山井和則君提出)</p> <p>(質問書提出)</p> <p>一、去る十八日、内閣から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>まん延防止等重点措置として飲食店に対する酒類の提供等の停止を要請することに関する質問主意書(今井雅人君提出)</p> <p>薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する質問主意書(江田憲司君提出)</p> <p>新型コロナウイルスの感染抑止のための下水道検査に関する質問主意書(山井和則君提出)</p> <p>(質問書提出)</p> <p>一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>衆議院議員阿部知子君提出「雨畑ダムの堆砂と水利権に関する質問に対する答弁書」</p>	<p>令和三年五月六日提出</p> <p>質問 第一二四号</p> <p>雨畑ダムの堆砂と水利権に関する質問主意書 提出者 阿部 知子</p> <p>雨畑ダムの堆砂と水利権に関する質問主意書 提出者 阿部 知子</p> <p>国土交通省が河川法第二十六条に基づいて建設を許可した日本軽金属株式会社(以後、日軽金)の雨畑ダム(山梨県南巨摩郡早川町)は、上流から押流された土砂で埋まり、周辺の集落に深刻な土砂被害および浸水被害等を生じさせている。</p> <p>次の被害はいつ起きたとも分からず、一刻も早い対応が必要であるため、以下、質問する。</p> <p>日軽金は、二〇一九年八月の台風十号および十月の台風十九号による豪雨で、「雨畑ダム上流の雨畑川の水位が上昇し、周辺地域にて浸水被害を発生させてしましました」と謝罪した。</p> <p>同年九月からは、国土交通省、山梨県、早川町と協議する「雨畑地区土砂対策検討会」(以下、検討会)を設置し、第二回検討会では、「周辺地域である本村地区の畑等一部用地の浸水、道路崩壊による上流地区での孤立世帯発生、電柱崩壊により上流地区停電発生および固定電話等通信設備不通発生」などの被害が起きたと明らかにした。</p> <p>また、「応急対策の実施に加え、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、山梨県と検討会を設置し、恒久的な対策を検討してまいります」とウェブサイト上で明らかにしている。</p> <p>1 今年も、もうすぐ出水の時期を迎えるが、応急対策はどこまで進んだか。応急対策で安全が確保できない場合の住民の緊急避難計画</p>
吉田 宣弘君	高木美智代君																			
黄川田仁志君	井出 康生君																			
小熊 健司君	田嶋 要君																			
伊藤 俊輔君	黄川田仁志君																			
池田 佳隆君	池田 佳隆君																			
繁本 護君	松田 功君																			
伊藤 俊輔君	松田 功君																			
吉田 宣弘君	吉田 宣弘君																			

は立てられているのか、政府として把握しているところを問う。

2 河川法第七十五条第二項第三号は、「洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき」について定めている。二〇一九年八月の台風十号および十月の台風十九号による豪雨で雨畠ダム周辺地域に生じた被害は、天然現象により河川の状況が変化して起きた河川管理上著しい支障であると、国は認識しているか。

二 雨畠ダムの堆砂について  
国土交通省は、毎年度、全国の同省所管のダム堆砂状況を調査している。国土交通省に確認したところ、雨畠ダムの堆砂量(令和元年度末時点は、総貯水量約千三百六十五万立方メートルに対し、約千二百五十七万立方メートルだという。しかし、これは、常時満水位以下に溜まつた堆砂量に過ぎず、常時満水位より上に積もつた土砂はカウントしないとしている。  
1 カウントしないのはなぜか。雨畠ダムで、常時満水位よりも上に積まれているのか、いないのか、政府が把握していることを答えられたい。

2 全国のダム堆砂状況を調査するのは何のためか。雨畠ダム以外にも、常時満水位より上に積もつた土砂を堆砂量に含めていないダムがあるのか。

3 二〇一九年十一月に開催された第一回検討会で国土交通省関東地方整備局が配付した「雨畠ダム堆砂対策 対応例」によれば、二年内に常に満水位以上に堆積している土砂約三百万立方メートルを撤去し、「排出困難なもの」はダム湖に中州として仮置きすると書かれている。しかし、河川区域から排出しな

ければ、計算上の堆砂量が減るだけで、ダム湖の中洲に積み上がる土砂は増え、応急対策にすらならない。この対応例は実際に採用されたのか。国の把握するところを明らかにされたい。

4 河川管理者は、工作物が河川管理上著しい支障を生じさせていると判断した場合、河川法第七十五条に基づいて、工作物の除去を命じることができる。応急対策を進めつつ、雨畠ダムの撤去を、恒久的な対策とする選択肢から外すべきではないと考えるがどうか。

日賃金が二〇二〇年四月に策定した「雨畠ダム堆砂対策基本計画」には、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長からの指摘事項として、「変形等の異常は見られないものの堆砂量が堆砂容量を超過しているため、ダム堤体への影響などについて検討することが書かれている。この指摘事項についてはその後どのように検討が行われたのか、政府として把握しているところを答えられたい。また、堆砂によってダム堤体が崩壊する危険性を国はどのように考えているのか。

四 雨畠ダムの水利権について  
日賃金は、雨畠ダムの貯水により角瀬発電所で発電を行うために、河川法第二十三条に基づく流水の占用の許可を二〇三五年まで得ている。同許可を得るには、「行政手続法の施行に伴う河川法等における处分の審査基準の策定等について」(平成六年九月三十日付建河政発第五十号)で定められた審査基準を満たす必要がある。その審査基準の要点は①公共の福祉の増進に資すること、②水利使用の実行の確実性が確保されていること、③妥協的に取水を行えるものであること、④治水上その他の公益上の支障を生じさせるおそれがないことの四項目である。

1 角瀬発電所は、二〇一九年八月の台風十号

以来、現在に至るまで発電を行っていない。総貯水量を優に超える堆砂によつて②も③も満たせない状態であると考える。また、雨畠ダムは、すでに治水上その他の公益上の支障を生じさせ、①も④も満たせない状態であると考える。政府は、今なお、雨畠ダムが流水の占用の許可基準を満たしていると考えているのか。

2 第一回検討会資料には、雨畠ダムの建設前の調査で百年間で総貯水容量の半分(六百万立方メートル)が土砂で埋まる予測している。だが、ダム運用開始から、わずか十年で五百万立方メートルが堆砂していたと書かれている。雨畠川流域を見ても地質を見ても、堆砂は今後も止まるとは考えられない。流水の占用の許可基準を満たせない状態が続くのであれば、二〇三五年までの水利権の許可期間の終了を待たず、その許可を取り消すべきではないか。

国土交通省は流域住民の命と財産を土砂災害や浸水被害から守るために、河川法第二十六条に基づいて河川管理者として建設を許可した工作物である雨畠ダムの許可を取り消すべきではないか。

右質問する。

五 国土交通省は流域住民の命と財産を土砂災害や浸水被害から守るために、河川法第二十六条に基づいて河川管理者として建設を許可した工作物である雨畠ダムの許可を取り消すべきではないか。

国土交通省は流域住民の命と財産を土砂災害や浸水被害から守るために、河川法第二十六条に基づいて河川管理者として建設を許可した工作物である雨畠ダムの許可を取り消すべきではないか。

内閣衆質二〇四第一二四号  
令和三年五月十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

内閣衆質二〇四第一二四号

令和三年五月十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員阿部知子君提出雨畠ダムの堆砂と水利権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出雨畠ダムの堆砂と水利権に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「応急対策で安全が確保できない場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年四月三十日に日本軽金属株式会社が国土交通省関東地方整備局(以下「関東地方整備局」という)に提出した雨畠ダム堆砂対策基本計画(以下「基本計画」という)において、同社が実施することとされている応急対策のうち、仮設堤防の建設及び河道の確保は既に完了しているものと承知している。また、令和元年台風第十号及び同年台風第十九号による豪雨により一級河川富士川水系雨畠川上流域の洪水被害が発生した地区周辺の河道を確保するため、貯水池内の洪水への影響が少ない箇所に一時的に移動させている堆積土砂の下流への搬出についても、今後、搬出先が確保され次第、速やかに実施されるものと承知している。

一の2について  
お尋ねについては、関東地方整備局において、雨畠ダムにおける堆砂により一級河川富士川水系雨畠川上流域の河床が上昇し洪水被害が発生したことと確認しており、このような状況における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合に該当するものと考へているが、法第七十五条第二項第三号の「洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき」には該当しないものと考へている。

二の1及び2について  
国土交通省においては、ダムの治水上又は利水の機能を維持するため、全国のダムを対象とした堆砂状況の調査を行つており、このうち、利水ダムについては、ダム管理者自らによる適切な対策を促すため、ダムの利水機能に影響がある有効貯水容量内の堆砂状況の報告を求

めており、当該報告においては、常時満水位以下の堆砂量を計上することとしているところで雨煙ダムについては、個別に常時満水位を超える堆砂量も含めた堆砂量の報告を求めているところ、令和二年十一月時点の堆砂量は約千六百三十一万四千立方メートルであり、基本計画において実施することとされている対策は、この堆砂量全体を対象としたものであると承知している。なお、基本計画は、令和元年九月三日から令和二年三月二十五日まで日本軽金属株式会社が開催していた雨煙地区土砂対策検討会における検討を踏まえ作成されたものであると承知している。

二の3について  
お尋ねの「対応例」については、一の1について述べたとおり、令和元年台風第十号及び同台風第十九号による豪雨により一級河川富士川水系雨煙川上流域の洪水被害が発生した地区周辺の河道を確保するため、貯水池内の洪水への影響が少ない箇所に堆積土砂を一時的に移動させているものであり、応急対策として、既に実施されたものと承知している。

二の4、四及び五について  
お尋ねについては、一の2について述べたとおり、関東地方整備局において、雨煙ダムににおける堆砂により一級河川富士川水系雨煙川上流域の河床が上昇し洪水被害が発生したことを確認しており、このような状況は、法第四十四条第一項の「当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合に該当し、治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないとはいえない可能性があるが、関東地方整備局において、日本軽金属株式会社による基本計画に基づく対策の実施状況を引き続き確認しているところであり、必要と認められる場合には、工作物の除却も含め、指導、技術的助言等

の措置を行うことを考えており、現時点においては、御指摘のように「許可を取り消すべき」とある。

二について  
お尋ねの「指摘事項」については、日本軽金属株式会社から、堆砂によるダムの堤体への影響等に関する検討を行った結果、堆砂がダムの堤体の安定性やダムの機能に直ちに大きな影響を及ぼすことはないとの報告を受けており、政府としても、当該報告の内容を確認し、堆砂によるダムの堤体の安定性を直ちに欠くことになるとは考えていないところである。

令和三年五月七日提出  
質問 第一二五号

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実施及び中止の費用試算に関する再質問主意書

提出者 松原 仁

本職が令和三年四月十六日に提出した「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実施及び中止の費用試算に関する質問主意書」に対する、マジュール条項にかかるわらず、同競技大会の実施以外は考えていないということ。  
は、同競技大会を中止する権限が、日本、あるいは東京都に一切ないということ。

三 現時点で、日本においては、新型コロナウイルス感染症パンデミックの収束が近々見込まれる状況にはない。IOCは五月六日、新型コロナウイルスのワクチンを共同開発した米製薬大手ファイザー社とドイツのバイオ企業ビオンテック社から、東京オリンピック・パラリンピックに出場する選手団に対してワクチン提供を受けることで合意したと発表、丸川五輪担当

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実施及び中止の費用試算に関する質問主意書(内閣衆質二〇四第一〇一号)における政府答弁は、残念ながら、多額の国費を投入する同大会の実施にあたって、国民の知る権利に応えるものではなかつた。

そこで、前記政府答弁を受けて、次のとおり再質問する。

一本職が令和三年四月十六日に提出した「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実施及び中止の費用試算に関する質問主意書」に対

する、令和三年四月二十七日「衆議院議員松原仁君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実施及び中止の費用試算に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質二〇四第一〇一号)における政府答弁において、「大会を中止した場合は差し控えたい」との答弁は、政府として、危機管理の一環として、同競技大会が中止された場合を想定したシミュレーションを行つておらず、こうしたケースで想定される費用の予算についての精査を行っていないということか。また、同精査を行つていない場合、政府としては、今後、同競技大会が中止となつた場合に、国が負担義務を負う費用の個別予算及び予算総額を精査することを検討する意思がないと

いうことか。  
二 前項同様、「大会を中止した場合」との仮定を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい」との答弁は、政府として、同競技大会を開催にあたり、国際オリンピック委員会(IOC)と東京都らが締結した契約書のフォース・マジュール条項にかかるわらず、同競技大会の実施以外は考えていないということ。  
あるいは、同競技大会を中止する権限が、日本、あるいは東京都に一切ないということ。  
三 現時点で、日本においては、新型コロナウイルス感染症パンデミックの収束が近々見込まれる状況にはない。IOCは五月六日、新型コロナウイルスのワクチンを共同開発した米製薬大手ファイザー社とドイツのバイオ企業ビオンテック社から、東京オリンピック・パラリンピックに出場する選手団に対してワクチン提供を受けることで合意したと発表、丸川五輪担当

相は政府としても前向きに受け止め、今後速やかに関係機関などと調整を図りたい」と述べているものの、日本選手団は選手約千人を含む約二千五百人分で、接種時期は見通しが立てられない」とし、ボランティアへの優先接種は現

時点では考えていないといふ。  
我が国における同感染症ワクチン接種の進捗については、人口比で、一定以上の比率の免疫獲得者が整備されることで、感染者が出たとしても他の人の感染が減つて流行しなくなると立っているとは言い難い状況にある。そのような中、同感染症変異株が次から次へと発見されれている。このような状況を考慮すれば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け努力し続けている選手を応援したいという国民の思いとは別に、実際の同感染症パンデミックの状況に鑑み、同競技大会の開催日まで三ヶ月を切った中で、同競技大会が中止された場合の費用の予算が算出されていないというのでは、危機管理として不十分と考えるが、政府として如何。

右質問する。

内閣衆質二〇四第一二五号  
令和三年五月十八日  
内閣総理大臣 菅 義偉  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員松原仁君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実施及び中止の費用試算に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕  
衆議院議員松原仁君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実施及び中止の費用試算に関する再質問に対する答弁書

一及び三について  
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会以下「大会」という。について  
止の費用試算に関する再質問に対する答弁書

令和三年七月二十三日から同年八月八日までとなることが、東京パラリンピック競技大会の開催日程は、同月二十四日から同年九月五日までとなることが承認されたものと承知しており、大会開催に向けた準備が進められているところであることから、お答えすることは差し控えたいたい。

「大会を中止する権限」の具体的に意味することころが明らかではないため、お答えすることは困難である。

## 地方公務員法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

内閣総理大臣 安倍晋三

云の一節を改正する法津

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百

西次尹[第]十一[卷]後[第]十一[卷]目

致める。

第二十二条中「六月」の下に「の期間」を加え、  
二式採用一二三「三式のうち一二式」「他二

「共団体の規則」の下に、「第二十二条の四第一項  
止<sup>止</sup>採用に」を「正<sup>正</sup>のものと」に改め、一地方

「に改める。」  
「第二十二条の五第一項において同じ」を加へ、「一年に至るまで」を「一年を超えない範囲内

第二十二条の第一項第一号中「第二十八条の第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。  
第三章第二節中第二十二条の三の次に次の見出  
及び二条を加える。

## (定年前再任用短時間勤務職員の任用)

する地方公共団体の条例年齢以上退職者(条例で定める年齢に達した日以後に退職(臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者をいう。以下同じ。)を、各例で定めるところにより、従前の勤務実績その他的人事委員会規則で定める情報に基づく選考の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。)に採用することができる。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。第三項及び第四項において同じ。)を経過した者であるときは、この限りでない。

間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

6 第一項の規定による採用については、第二十二条の規定は、適用しない。

地方公共団体の任命権者は、前条第一項本文の規定によるほか、当該地方公共団体の組合の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

本文の規定によるほか、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤

務実績その他の地方公共団体の組合の規則(競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則)で定める情報に基づき選考により、(豆問)勤務の職に採用

3  
用することができる。  
前二項の場合においては、前条第一項ただし書及び第三項から第六項までの規定を準用する。

第二十六条の三第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「若しくは」を「又は」に、「休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して」を「休職され、又は」に改める。

殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」を「次に掲げる事由があると認める」に、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該を」当該職員を当該定年退職日において従事しているに、「引き続いて」を、「引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第二十八条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む)を延長した職員であつて、定年退職日ににおいて管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

第三十八条の三第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由がある」を「あると認める」に改め、「より」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」を加え、同条に次の一項を加える。



員として在職していた」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していたに、「一」を「いずれかに」に、「これに」を「当該職員に」に改め、同条第四項中「特別の定」を「特別の定め」に、「外」を「ほか」に改める。

第二十八条の二第一項中「昭和二十二年法律第一百二十号」を削る。

第四十九条第一項中「その職員に対し」を「当該職員に対し」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、他の職への降任等に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合は、この限りでない。

附則に次の六項を加える。

21 令和四年四月一日から令和十二年三月三十日までの間における第二十八条の六第二項の条例で定める定年に関しては、国の中職員につき定められている当該期間における定年に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとする。

22 第二十八条の六第三項の規定に基づき地方公共団体における当該職員の定年について条例で定めている場合には、令和四年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間ににおける該定年に関して、条例で特例を定めることができ。この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適切な考慮が払われなければならない。

23 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他の法律による情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員を除く。以下この項において同じ。)が条例で定める年齢に達する日の属する年度の前年度当該前年度に職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うこ

とができるない職員として条例で定める職員については、条例で定める期間において、当該職員に対し、条例で定めるところにより、当該職員に対し、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

24 前項の情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員は、国家公務員法附則第九条に規定する情報の提供及び意思の確認を行わない職員を基準として定めるものとする。

25 附則第二十三項の条例で定める年齢は、国の中職員につき定められている国家公務員法附則第九条に規定する年齢を基準として定めるものとする。

26 地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第二十号)による改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置により降給をする場合における第四十九条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は他の職への降任等に伴い降給をする場合」とあるのは、「他の職への降任等に伴い降給をする場合又

は地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第二十号)による改正前の第二十八条の二第二項の規定に基づく定年が当該条例で定める年齢である職員に限る。)に對し、新地方公務員法附則第二十三項の規定により、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

27 第二十九条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(次条第一項第四号に掲げる者に該当して採用された職員を除く。)として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新地方公務員法第二十九条第三項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは、「又は地

方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第二十号)附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第六条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間若しくは」とする。

28 第二条 この法律による改正後の地方公務員法(実施のための準備等)

### 第一條

この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

### (施行期日) 附 則

(以下「新地方公務員法」という。)の規定による職員(地方公務員法第三条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者(同法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下この項及び第三項並びに次条から附則第八条までにおいて同じ。)は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講するものとする。

総務大臣は、新地方公務員法の規定による職員の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることが状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。

任命権者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に、施行日から令和五年三月三十一日までの間に条例で定める年齢に達する職員(当該職員が占める職に係るこの法律による改正前の地方公務員法(以下「旧地方公務員法」という。)第二十八条の二第二項の規定に基づく定年)が当該条例で定める年齢である職員に限る。)に對し、新地方公務員法第二十九条第二項に規定する退職又は先の退職がある新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)について、新地方公務員法第二十九条第三項の規定を適用する場合には、同項に規定する引き続ぐ職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

3 次条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(次条第一項第四号に掲げる者に該当して採用された職員を除く。)として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新地方公務員法第二十九条第三項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは、「又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第二十号)附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第六条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間若しくは」とする。

4 前項の条例で定める年齢は、国の中職員につき定められている国家公務員法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十号)による改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年が当該条例で定める年齢である職員に限る。)に對し、新地方公務員法附則第二十三項の規定により、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

官 報 (号 外)

5

施行日前に旧地方公務員法第二十八条の第三項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧地方公務員法勤務延长期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(次項において「旧地方公務員法勤務延長職員」という。)に係る当該旧地方公務員法勤務延长期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新地方公務員法第二十八条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

任命権者は、旧地方公務員法勤務延長職員について、旧地方公務員法勤務延长期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新地方公務員法第二十八条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧地方公務員法勤務延長職員に係る旧地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

新地方公務員法第二十八条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。

前三項に定めるものほか、施行日から令和十三年三月三十一日までの間における新地方公務員法第二十八条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定による勤務に関し必要な経過措置は、令和二年国家公務員法等改正法附則第三条第十一項の規定を基準として、条例で定めるものとする。

第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、条例で定める。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)  
第四条 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、条例で定める年齢(第四項において「特定年齢」という。)に達する日以後における最初の三月三十日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年(施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢)に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則(地方公務員法第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会(以下この項及び次条第二項において「競争試験等を行う公平委員会」という。)を置く地方公共団体においては公平委員会規則、人事委員会及び競争試験等を行う公平委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の規則。以下同じ。)で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

二項及び第三項の規定に基づく定年をいう。次

二項及び第三項の規定に基づく定年をいう。次  
条第三項及び第四項において同じ。に達してい  
る者を、条例で定めるところにより、従前の勤  
務実績その他の人事委員会規則で定める情報に  
基づく選考により、一年を超えない範囲内で任  
期を定め、当該常時勤務を要する職に採用する  
ことができる。

一 施行日以後に新地方公務員法第二十八条の  
六 第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新地方公務員法第二十八条の  
七 第一項又は第二項の規定により勤務した後  
退職した者

三 施行日以後に新地方公務員法第二十二条の  
四 第一項の規定により採用された者のうち、  
同条第三項に規定する任期が満了したことによ  
り退職した者

四 施行日以後に新地方公務員法第二十二条の  
五 第一項又は第二項の規定により採用された  
者のうち、同条第三項において準用する新地  
方公務員法第二十二条の四第三項に規定する  
任期が満了したことにより退職した者

五 施行日以後に退職した者(前各号に掲げる  
者を除く。)のうち、勤続期間その他の事情を  
考慮して前各号に掲げる者に準ずる者として  
条例で定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新さ  
れた任期は、条例で定めるところにより、一年  
を超えない範囲内で更新することができる。た  
だし、当該任期の末日は、前二項の規定により  
採用する者又はこの項の規定により任期を更新  
する者の特定年齢到達年度の末日以前でなけれ  
ばならない。

4 特定年齢は、國の職員につき定められている  
令和二年國家公務員法等改正附則第四条第一  
項に規定する年齢を基準として定めるものとす  
る。

は、新地方公務員法第一十二条の規定は、適用

第五条 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第一項の規定によるほか、当該地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務をする職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年(施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢)に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他的人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 地方公共団体の組合の任命権者は、前条第二項の規定によるほか、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までにある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年(施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢)に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則(競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則。第四項及び附則第七条において同じ。)で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 令和三年三月三十日までの間、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第二項の規定によるほか、当該地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務をする職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年(施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢)に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則(競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則。第四項及び附則第七条において同じ。)で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

令和三年五月二十日 衆議院会議録第二十八号

ち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする當時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

年齢)をいう。次条第一項及び第二項において同じ。に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

令和十三年三月三十日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定

2 に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

（地方公共団体の組合の任命権者は、前条第一

団体の組合の任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかるらず、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体における附則第四条第二項各号に掲げる者のうち、特定年

前各項の場合においては、附則第四条第三項

及び第五項の規定を準用する。

条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下この項及び次項において「旧地方公務員法再任用職員」という。）のうち、この

法律の施行の際現に當時勤務を要する職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定（旧地方公務員法第二十八条の六第一項又は第二項の規定）によつて職員のうち地方公

共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者により採用された職員にあつては附則第五条第一項の規定、日也公務員去第ニ十八条の六

第一項の規定に於ける職員は、第一項又は第二項の規定により採用された職員のうち地方公共団体の組合の任命権者により採用された職員であつては附則第五条第二項の規

員の任期は、附則第四条第一項並びに第五条第  
定により採用されたものとみなす。この場合  
において、当該採用されたものとみなされる職

一項及び第二項の規定にかかわらず、施行日に

における旧地方公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

ない。

第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員は、施行日に附則第六条第一項の規定(旧地方公務員法第二十八条の六第一項又は第二項)により採用された職員のうち地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者により採用された職員にあっては前条第一項の規定、旧地方公務員法第二十八条の六第一項又は第二項の規定により採用された職員のうち地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者によつては前条第二項の規定により採用された職員のうち地方公共団体の組合の任命権者により採用された職員にあつては前条第二項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該職員の任期は、附則第六条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、施行日における旧地方公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

任命権者は、附則第四条第一項、第五条第二項若しくは第二項若しくは第六条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年(施行日以後に設置された職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年に達した職員以外の職員及び附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第二項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年に達した職員以外の職員を、当該常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができる。

4 附則第四条から前条までの規定が適用される場合における新地方公務員法第二十二条の四第  
四項の規定の適用については、同項中「経過して  
いない定年前再任用短時間勤務職員」とある  
のは、「経過していない定年前再任用短時間勤  
務職員、地方公務員法の一部を改正する法律  
(令和二年法律第一号。以下この項において  
て「令和二年地方公務員法改正法」という。)附則  
第四条第一項 第五条第一項若しくは第二項、  
第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項  
の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任  
し、降任し、又は転任しようとする短時間勤  
務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢短  
時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要す  
る職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の  
職を占めているものとした場合における令和二  
年地方公務員法改正法による改正前の第二十八  
条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年  
(令和二年地方公務員法改正法の施行の日以後  
に設置された職その他の条例で定める職にあつ  
ては、条例で定める年齢)をいう。)に達してい  
る職員及び令和二年地方公務員法改正法附則第  
四条第二項 第五条第三項若しくは第四項、第  
六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の  
規定により採用した職員のうち当該職員を昇任  
し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務  
の職に係る新地方公務員法定年相当年齢(短時  
間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する  
職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職  
を占めているものとした場合における第二十八  
条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年を  
いう。)に達している職員」とする。

の間、基準日における新地方公務員法定年(新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年(短時間勤務の職にあっては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条第二項及び第三項の規定に基づく定年)をいう。以下この項において同じ。)が基準日の前日における新地方公務員法定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の条例で定める職(以下この項において「新地方公務員法定年引上げ職」という。)に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達している者(当該条例で定める職にあっては、条例で定める者)を、同項、附則第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第二項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新地方公務員法定年引上げ職に、附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第二項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達している職員(当該条例で定める職にあっては、条例で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該職員は当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達しているものとみなして、第三項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定を適用する。

附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(附則第四条第二項第四号に掲げる者に該当して採用された職員を除く。次項において同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新地方公務員法第二十九条第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「第二十二条の四第一項の規定により採用された職員に限る。以下この項において同じ。」が、条例年齢以上退職者」とあるのは「が、地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)」。

以下この項において「令和二年地方公務員法改正法」という。附則第四条第一項各号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる者に該当する場合における条例年齢以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和二年地方公務員法改正法による改正前の第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間、令和二年地方公務員法改正法第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間若しくは」とする。

への採用についての附則第四条から第七条までの規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもって」と、同条第三項(附則第五条第五項)第六条第三項及び第七条第五項において準用する場合を含む。」中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもって」と、附則第五条第一項から第四項まで、第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項から第四項までの規定中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもって」とする。

2 暫定再任用職員(附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。第七項において同じ。)に対する附則第十四条の規定による改正後の「べき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第五条の二第一項の規定の適用については、同項中「第二項」とあるのは「第二項 地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項まで」とする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第三項

4 第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する附則第十五条の規定による改正後の「べき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第五条の二第一項の規定の適用については、同項中「養護助教諭」とあるのは「養護助教諭」とあるのは「養護助教諭(地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者(以下この項において「暫定再任用職員」という。)を除く。)と、「講師(同法)とあるのは「講師(暫定再任用職員及び地方公務員法)とする。

5 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十

八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行

政法人の職員に対する附則第二条から第四項ま

で、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項まで」とする。

6 設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいふ。以下同じ。)の条例

当該設立団体の条例

設立団体の条例

附則第二条第三項	に条例
当該条例	
設立団体の条例	

6 設立団体が二以上である場合における前項の規定の適用については、前項の表附則第二条第三項の項中「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいふ。以下同じ。)の条例	立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体以下「条例適用設立団体」という。)と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」と、同表附則第二条第四項及び第三条第二項の項、附則第三条第八項及び第九項の項、附則第四条第一項の項、附
---	---

附則第三条第六項 条例	ときは、条例で定めるところにより ときは、
附則第三条第八項及び第九項 条例	設立団体の条例
附則第四条第一項 条例	特定地方独立行政法人における
附則第四条第二項 条例	設立団体の条例
附則第四条第三項 条例	人事委員会規則
附則第六条第一項及び第二項 条例	設立団体の条例
附則第八条第三項から第五項 まで 条例	特定地方独立行政法人の規程
設立団体の条例	設立団体の条例

則第四条第二項の項、附則第四条第三項の項、附則第六条第一項及び第二項の項及び附則第八条第三項から第五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」とする。
7 附則第四条から前条まで及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関する事項は、条例で定める。
(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十一条 政府は、国家公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任等又は定年前再任用短時間勤務職員に関連する制度についての検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、地方公務員に係るこれらの制度について検討を行ない、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(地方自治法等の一部改正)
第十二条 次に掲げる法律の規定中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。
一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
第九十二条第二項
二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条
三 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五十二条第四項
四 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百五十九号)第七条の二第三項
五 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第五条
六 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第十一条第二項及び第四十二条第二項
七 女子教職員の出産に際しての補助教職員の

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)	
第十五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を次のように改正する。	
第六条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。	
第四十七条第一項の表第二十八条の四第一項の項及び第二十八条の五第一項の項を削る。	
第四十七条の二第一項中「(同法)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者(以下この項において「再任用職員」という。)を除く。」及び「再任用職員及び」を削る。	
十一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第八十八号)第二十三条第一項	
第十七号第二条第二項	
十二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六条)第六十一条第六項、第十一項、第十六項、第十九項及び第二十二条項	
(教育公務員特例法の一部改正)	
第十三条 教育公務員特例法の一部を次のように改正する。	
第八条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項に改め、同条第二項中「第二十八条の二第三項及び第二十八条の三」を「第二十八条の六第三項及び第二十八条の七」に改め、同条第三項を削る。	
第十七条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。	
第十八条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、同条第六項中「第二十八条の五第三項」を「第二十二条の四第四項」に改める。	
第十九条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。	
(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正)	
第十七条 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。	
第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。	
第九条中「第二十八条の五第三項」を「第二十二条の四第四項」に改める。	
(地方独立行政法人法の一部改正)	
第十八条 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。	
第五十三条第三項の表第二十二条の項中「の規則」の下に「。」第一十二条の四第一項及び第二十二条の五第一項において同じ」を加え、同表第二十二条の三第四項の項の後に次のように加える。	
第一項 第二十二条の四	
第一条 地方公共団体	特定地方独立行政法人
条例で	設立団体の条例で
人事委員会規則	特定地方独立行政法人の規程

第五十三条第三項の表第二十六条の五第一項、第五項及び第六項（第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項並びに第二十七条第二項の項中「第二十六条の五第一項」を「第二十二条の四第二項、第二十六条の五第一項」に改め、同表第二十八条第三項及び第四項並びに第二十八条の二第一項及び第二三項の項の次に次のように加える。

第三項	第二十八条の二	他の地方公共団体	条例	第二十八条の二	第三項
第四項	第二十八条の二	地方公共団体	設立団体の条例	第二十八条の五	第一項
第一項	第二十八条の五	ときは、条例で定めることにより	ときは、	第二十八条の五	第一項
び第二号	第一項第一号及び第二号	ときは、条例で定めることにより	特定地方独立行政法人の規程	第二十八条の五	第二項
第二項	第二十八条の五	ときは、条例で定めることにより	ときは、	第二十八条の五	第三項
第三項	第二十八条の五	人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則	特定地方独立行政法人の規程	第二十八条の五	第四項
第四項	第二十八条の五	ときは、条例で定めることにより	として特定地方独立行政法人の規程	第二十八条の五	第五項並びに第二項
第五項並びに第二項	第二十八条の五	ときは、条例で定めることにより	ときは、	第二十八条の五	第二十八条の五
第二十八条の五	第二十八条の五	設立団体の条例		第二十八条の五	第一項及び第二項
第一項及び第二項	第二十八条の五			第二十八条の五	第五項
第五項	第二十八条の五			第二十八条の五	第二十八条の五
第二十八条の五	第二十八条の五			第二十八条の五	第二十八条の二
第二十八条の二	第二十八条の二			第二十八条の二	第三項

<p>第五十三条第三項の表第二十八条の四第一項の項から第二十八条の五第一項の項までを削り、同表に次のように加える。</p>	<p><b>第三項</b></p> <p><b>第二十八条の七</b></p> <p><b>第三項</b></p> <p><b>設立団体の条例</b></p>
---	---

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条第四項】に改める



の法律による改正前の地方公務員法(以下「旧地方公務員法」という。)第二十八条の二第二項の規定に基づく定年が当該条例で定める年齢である職員に限る。)に対し、新地方公務員法附則第二十三項の規定の例により、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

4 前項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法等の一部を改正する法律(令和二年法律第号。次条及び附則第四条において「令和二年国家公務員法等改正法」という。)附則第二条第二項に規定する年齢を基準として定めるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員等に関する経過措置)

第三条 新地方公務員法第二十二条の四及び第二十二条の五の規定は、施行日以後に退職した新地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する条例年齢以上退職者について適用する。

2 前項に定めるもののほか、施行日から令和十三年三月三十一日までの間における新地方公務員法第二十二条の四及び第二十二条の五の規定の適用に関し必要な経過措置は、令和二年国家公務員法等改正法附則第三条第二項の規定を基準

3 平成十一年十月一日前に新地方公務員法第二十九条第二項に規定する退職又は先の退職がある新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」という。)について、新地方公務員法第二十九条第三項の規定を適用する場合には、同項に規定する引き続く職員とし

ての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

4 次条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員が当該条例に規定するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

5 施行日前に旧地方公務員法第二十八条の三第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間若しくは「又は」とあるのは、「又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第号)附則第四条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間若しくは「又は」とする。

6 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、条例で定める年齢(第四項において「特定年齢」といふ。)が施行日以後に到来する職員(次項において「旧地方公務員法勤務延長職員」といふ。)に係る当該旧地方公務員法勤務延長職員に係る当該旧地方公務員法勤務延長期限までの間ににおける同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新地方公務員法第二十八条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 第一項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、条例で定める。

8 施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として条

9 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、条例で定める。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第四条 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、条例で定める年齢(第四項において「特定年齢」といふ。)に達する日以後における最初の三月三十一日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法定年(新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年をいう。)次条第三項及び第四項において同じ。)に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他的人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十三年三月三十一日までの間、任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日に達する日以後における最初の三月三十一日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法定年(新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年をいう。)次条第三項及び第四項において同じ。)に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、条例で定める年齢(第四項において「特定年齢」といふ。)に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

4 施行日以後に新地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者

5 施行日以後に新地方公務員法第二十八条の二第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

6 第一項の規定により退職した者

7 第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

8 施行日以後に新地方公務員法第二十二条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第三項に規定する任期が満了したことに

より退職した者

職日の翌日から起算して三年を超えることがで

きない。

新地方公務員法第二十八条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続

き勤務している職員には適用しない。

二 旧地方公務員法第二十八条の三第一項若し

くは第二項又は前条第五項若しくは第六項の

規定又は第五項若しくは第六項の規定による勤

務に関し必要な経過措置は、令和二年国家公務員法第二十八条の七第一項若しくは第二項の

規定により勤務した後退職した者

&lt;p



地方公務員法の一部を改正する法律案及び同報告書

務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

り、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

5 前各項の場合においては、附則第四条第三項及び第五項の規定を準用する。

第八条 他人の日向日也方公務員去第二十八條の二

員にあつては前条第二項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、附則第一項並びに前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、施行日における旧地方公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における令和二年地方公務員法改正法による改正前の第二十一年の二第二項及び第三項の規定に基づく定年

3 令和十三年三月三十日までの間、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかるわらず、当該地方公共団体の組合における附則第四条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新地方公務員法定年相当年齢に達している者（新地方公務員法第二十二条の五第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することがができる者を除く。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に

四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十九条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下この項及び次項において「旧地方公務員法再任用職員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する職を占める職員は、施行日には、附則第四条第一項の規定（旧地方公務員法第二十八条の六第一項又は等二項の規定により採用された職員のうち地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者により採用された職員にあつては附則第五条各項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員は、付則第四条第一項並びに第二項を除く。

3 任命権者は、附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項又は前項のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る旧地位方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年(施行日以後に設置された職位の他の条例で定める職にあっては、条例で定める年齢)に達した職員以外の職員及び附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第二項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年に達した職員以外の職員を、当該常時勤務を要する

（令和二年地方公務員法改正法の施行の日以後に設置された職その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢）をいう。に達してい  
る職員及び令和二年地方公務員法改正法附則第三条第一項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る新地方公務員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年をいう。）に達している職員とする。  
任命権者は、基準日（附則第四条から前条まで  
での規定が適用される間における各年の四月一日（延丁日を除く。）をいう。以下この頁これらを

令和十三年三月三十日までの間、地方公共団体の組合の任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体における附則第四条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新地方公務員法定年相当年齢に達している者（新地方公務員法第二十二条の五第二項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、条例で定めるところによ

4 附則第四条から前条までの規定が適用される場合における新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定の適用については、同項中「経過してない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員法の一部を改正する法律第一号。以下この項において「令和二年法律第一号」とあるのは、「令和二年地方公務員法改正法」という。)附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定により採用した職員のうち該職員を専任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務職員

の間、基準日における新地方公務員法定年新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年(短時間勤務の職にあつては、該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条第二項及び第三項の規定に基づく定年)をいう。以下この項において同じ。」が基準日の前日における新地方公務員法定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の条例で定める職(以下この項において「新地方公務員法定年引上げ職」という。)に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準年

の前日において同日における当該新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達している者(当該条例で定める職員にあっては、条例で定める者)を、同項、附則第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第二項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達しているものとみなして、これららの規定を適用し、新地方公務員法定年引上げ職に、附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第二項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達している職員(当該条例で定める職員にあっては、条例で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該職員は当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達しているものとみなして、第三項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法定年引上げ職に適用する。この場合において、同項中〔第二十二条の四第四項〕の規定を適用する。

第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における条例年齢以上退職者と、「又は」とあるのは「又は令和二年地方公務員法改正法による改正前の第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間、令和二年地方公務員法改正法則第四条第三項若しくは第二項の規定によりかつて採用されることは第二項の規定によりかつて採用された職員として在職していた期間若しくは」とする。

十九条第二項に規定する退職又は先の退職がある附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして新地方公務員法第十九条第三項の規定を適用する場合には、同項に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

第九条 大学(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に規定する公立学校であるものに限る)の同条第二項に規定する教員への採用についての附則第四条から第七条までの規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもって」と、同条第三項(附則第五条第五項、第六条第三項及び第七条第五項において準用する場合を含む)及び第二項並びに第七条第一項から第四項までの規定中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める期間をもって」と、附則第五条第一項から第四項まで、第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項から第四項までの規定中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもって」とする。

第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。

第七項において同じ。に対する附則第十四条の規定による改正後の、べき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第五条の二第一項の規定の適用については、同項中「第二項」とあるのは、「第二項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第七条第一項から第四項まで」とする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第四項に規定する県費負担教職員に対する附則第四条及び第六条の規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項並びに第六条第一項及び第二項中「当該任命権者の属する地方公共団体」とあるのは「市町村」と、「採用しようとする」あるのは「採用しようとする当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の」とする。

4 附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する附則第十五条の規定による改正後四十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「養護助教諭」とあるのは「養護助教諭(地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法)号)附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された者(以下この項において「暫定再任用職員」という。)を除く。」と、「講師(同法)であるのは「講師(暫定再任用職員及び地方公務員法)とする。

5 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八号)第一条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対する附則第二条から第四条まで及び第六条並びに前条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

				附則第一条第三項
				に条例
				に設立団体(地方独立行政法人)法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例
		附則第二条第四項及び第三条第一項	当該条例	設立団体の条例
	附則第二項	条例	設立団体の条例	設立団体の条例
	附則第三条第六項	ときは、条例で定めるところにより	ときは	特定地方独立行政法人における
	附則第三条第八項及び第九項	条例	設立団体の条例	設立団体の条例
附則第四条第一項	地方公共団体における			
条例				
設立団体の条例				

## 官報(号外)

		人事委員会規則(地方公務員法第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会(以下この項及び次条第二項において「競争試験等を行う公平委員会」という)を置く地方公共団体においては公平委員会規則、人事委員会及び競争試験等を行う公平委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の規則。以下同じ。)		特定地方独立行政法人の規程	
附則第四条第一項		特定地方独立行政法人		特定地方独立行政法人の規程	
附則第四条第二項		設立団体の条例		設立団体の条例	
附則第四条第三項		人事委員会規則		人事委員会規則	
附則第六条第一項及び第二項		地方公共団体		地方公共団体	
附則第八条第二項から第五項まで		条例		条例	

6 設立団体が二以上である場合における前項の規定の適用については、前項の表附則第二条第3項の項中「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十条第三項から第五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」とする。

7 附則第四条から前条まで及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定行政法人の職員に対しても適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。)と「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」と、同表附則第二条第四項及び第三条第二項の項、附則第三条第八項及び第九項の項、附則第四条第一項の項、附

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

則第四条第二項の項、附則第四条第三項の項、附則第六条第一項及び第二項の項及び附則第八条第三項から第五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」とする。

二 高齢期の職員の活躍を確保する定年年齢の引上げに際し、若年層をはじめとする全ての世代の職員が英知と情熱をもって職務に従事することを可能とするため、職員のワーク・ライフ・バランスの確保など、地方公務員の働き方改革の一層の推進に向け努力すること。また、非常勤職員と常勤職員との給与・手当等の格差をなくすための処遇の改善等に一層の努力を行うこと。

三 地方公共団体において段階的に定年年齢を引き上げる期間における必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員の確保のため、必要な配慮を行うこと。また、大規模災害や新型

の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五十九条第五項中「係る」の下に「地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第二百六十一号)による改正前の」を、「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に。以下この項において「旧地方公務員法」という。」を加え、「地方公務員法」を「旧地方公務員法」に、「(地方公務員法)」を「(旧地方公務員法)」に、「(地方公務員法)」を「及び旧地方公務員法」に改める。

## (別紙)

地方公務員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切に対応すべきである。  
一 地方公務員の定年年齢は、国家公務員の定年年齢を基準として条例で定めることとされることは、鑑み、全ての地方公共団体において地方公務員の定年年齢の引上げに関する関係条例の整備が改正国家公務員法の施行に遅れることなく確実に行われるよう、国として最大限の対応を行うこと。

二 高齢期の職員の活躍を確保する定年年齢の引上げに際し、若年層をはじめとする全ての世代の職員が英知と情熱をもって職務に従事することを可能とするため、職員のワーク・ライフ・バランスの確保など、地方公務員の働き方改革の一層の推進に向け努力すること。また、非常勤職員と常勤職員との給与・手当等の格差をなくすための処遇の改善等に一層の努力を行うこと。

四 管理監督職勤務上限年齢制の例外の適用については、各々の地方公共団体の実情に応じた主旨的・主体的な判断に委ねること。また、管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員について、当該職員が定年まで安心して職務に従事できる職場環境等を地方公共団体が整えられるよう、配慮すること。

五 定年前再任用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、任命権者による恣意的・一方的な適用とならないよう必要な措置を講じること。なお、円滑な組織運営等を図るために、地方公共団体における定年前再任用短時間勤務に相応しい職務の創設等に關して適切な助言と情報提供等を行うこと。

六 定年年齢の引上げに伴い、職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献等を図るための高齢者部分休業について、全ての地方公共団体において職員の取得を可能とするよう、関係条例の整備が早急かつ確実になされるよう、必要な支援を行うこと。

七 民間企業においては、改正高年齢者雇用安定法等による高齢者の就業機会の確保及び就業の促進に係る措置が講じられていることを踏まえ、地方公務員においても、高齢期の職員の就業の在り方に於いて必要な検討を行うこと。

八 定年年齢の引上げの具体化に伴い生じる諸課題について、地方公共団体が職員等の意向を適切に把握し、制度を円滑に実施できるよう、配慮すること。

九 新型コロナウイルス感染症対策など住民の命と暮らしを守るために日々職務に従事している職員の安全を確保するとともに、安心して職務を遂行することができる環境整備に向けて、地方



担金」を、「農水産業協同組合」の下に「又は農林中央金庫等」を、「おそれ」の下に「又は我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ」を加え、同条第二項中「負担金」の下に「及び特定負担金」を加える。

第七章の次に次の二章を加える。

第七章の二 金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

(金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定)

第百十条の二 主務大臣は、農林中央金庫について次条第一項に規定する特別監視及び農林中央金庫の財務の状況に照らし必要に応じて行う第百十条の二第一項に規定する資金の貸付け等又は第百十条の十四第五項において準用する第一百条第一項の規定による優先出資の引受け等(以下「特定措置」という。)が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、会議の議を経て、特定措置を講ずる必要がある旨の認定(以下この章及び次章において「特定認定」という。)を行うことができる。ただし、農林中央金庫がその財産をもつて債務を完済することができない場合は、この限りでない。

2 主務大臣は、特定認定を行つた場合であつて、農林中央金庫の自己資本の充実が必要と認めるときは、農林中央金庫が第百十条の十四第一項の規定による申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

3 主務大臣は、特定認定を行つたときは、その旨及び前項の規定により定めた期限を農林中央金庫及び機関に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

4 主務大臣は、特定認定を行つた場合であつて、農林中央金庫の自己資本の充実が必要と認めるときは、農林中央金庫が第百十条の十四第一項の規定による申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

5 主務大臣は、特別監視指定をした場合において、必要があると認めるときは、農林中央金庫にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。(役員等の解任及び選任の特例)

6 主務大臣は、特別監視指定に係る農林中央金庫がその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事又は会計監査人(以下この条において「役員等」という。)に引き続き職務を行

4 主務大臣は、特定認定を行つたときは、当該特定認定の内容を国会に報告しなければならぬ。

(機構による特別監視)

第百十条の三 主務大臣は、特定認定を行つたときは、直ちに、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の機関による監視(第百十条の六及び第百十条の七第三項において「特別監視」という。)をされる者として指定するものとする。

2 機構は、前項の規定による指定(以下「特別監視指定」という。)があつたときは、農林中央金庫に対し、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、第五項の規定により作成される計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告(以下この項において「助言等」という。)その他の必要な助言等をすることができる。

(特別監視指定の取消し)

第百十条の五 主務大臣は、特別監視指定について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特別監視指定を取り消さなければならない。

2 第百十条の三第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(特別監視の終了)

第百十条の六 機構は、特別監視指定の日から一年以内に、農林中央金庫に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するおそれを回避するため必要があると認めるときは、農林中央金庫に對し、措置を講ずべき期限を示して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に關して必要な措置を命ずることができる。

3 主務大臣は、特別監視指定をしたときには、その旨を農林中央金庫及び機関に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

(特別監視の終了)

第百十条の六 機構は、特別監視指定の日から一年以内に、農林中央金庫に対し、我が国の金融

合において、必要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2 前項の規定による委託については、主務大臣の承認を得なければならない。

3 特別監視代行者(第一項の規定により委託を受けた第三者をいう。第百十条の十一及び第百二十三条の二において同じ。)は、費用の前払及び主務大臣が定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定により農林中央金庫の役員等を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、農林中央金庫法第二十二条及び第二十四条第三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等を漢任することができる。この場合には、同法第二十四条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された農林中央金庫の役員等(理事を除く。以下この項において同じ。)はその特別監視の終了後最初に招集される通常総会で役員等の選任をすることができる。その総代会で役員等の選任をすることができるときは、通常総代会の終結の時に、理事は当該通常総会が終結した後最初に招集される経営管理委員会の終結の時に退任する。

2 第一項又は第二項に規定する許可(以下この項及び次項において「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について総会若しくは総代会又は経営管理委員会の決議があつたものとみなす。

3 第九十四条第六項から第九項まで、第十項前段及び第十一項並びに第九十五条の規定は、代替許可について準用する。この場合において、

4 第一項又は第二項に規定する許可(以下この

項及び次項において「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について総

会若しくは総代会又は経営管理委員会の決議があつたものとみなす。

2 第九十四条第六項から第九項まで、第十項前段及び第十一項並びに第九十五条の規定は、代替許可について準用する。この場合において、

3 第九十四条第六項中「当該被管理農水産業協同組合」とあり、並びに同条第七項及び第九項中「被管理農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫」と、第九十五条中「前条第一項第一号、第二項又は第三項」とあるのは「第百十条の七第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(回収等停止要請)

第百十条の八 機構は、特別監視指定に係る農林

<p>中央金庫の債権者である農水産業協同組合(農林中央金庫の会員であるものに限る。)が農林中央金庫に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使をすることにより、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該農水産業協同組合に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるまでの間、当該権利の行使をしないことの要請をしなければならない。</p> <p>(破産手続開始の申立て等に係る主務大臣の意見等)</p> <p>第一百十条の九 主務大臣は、特別監視指定に係る農林中央金庫に対し破産手続開始、再生手続開始又は外国倒産処理手続の承認の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定がなされる前に、裁判所に対し、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講じられている旨の陳述その他の農林中央金庫に関する事項の陳述をし、当該決定の時期その他について意見を述べることができる。</p> <p>(資産の国内保有)</p> <p>第一百十条の十 主務大臣は、特定認定に係る農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、農林中央金庫に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内において保有することを命ずることができる。</p> <p>(管理人等に関する規定の準用)</p> <p>第一百十条の十一 第九十一条の規定は特別監視代行者について、第九十三条の規定は特別監視指定に係る農林中央金庫(その財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合に限る。)について、それぞれ準用する。</p>	<p>(金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等)</p>
<p>第一百十条の十二 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から資金の貸付け等(我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要な債務の保証をいう。)の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要な限度において、当該申込みに係る貸付け又は債務の保証を行いう旨の決定をすることができる。</p> <p>2 機構は、前項の規定による貸付けを行つたとき、又は同項の規定による債務の保証に係る債務を弁済したときは、当該貸付け又は当該債務の保証に基づく求償権に係る農林中央金庫の財産について他の債権者に先立つて当該貸付けに係る債権の弁済を受ける権利又は当該求償権の行使により弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>(自己)資本の充実のための措置を定めた計画の提出等)</p> <p>第一百十条の十三 特定認定に係る農林中央金庫は、次条第一項の規定による申込みを行わないときは、主務大臣に対し、第一百十条の二第二項の規定により定められた期限内に、特定措置に係る優先出資の引受け等以外の方針による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定により農林中央金庫から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、特定認定を取り消すことができる。</p>	<p>2 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、特定認定を取り消すことができる。</p> <p>3 主務大臣は、前項の規定により農林中央金庫が当該期限内に第一項に規定による申込みを行わなかつた場合において、農林中央金庫が当該期限内に第一項に規定</p>
<p>2 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、特定認定を取り消すことができる。</p> <p>3 主務大臣は、農林中央金庫が第一項の規定により定められた期限内に次条第一項の規定による申込みを行わなかつた場合において、農林中央金庫が当該期限内に第一項に規定</p>	<p>2 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、特定認定を取り消すことができる。</p> <p>3 主務大臣は、農林中央金庫が第一項の規定により定められた期限内に次条第一項の規定による申込みを行わなかつた場合において、農林中央金庫が当該期限内に第一項に規定</p>

は返済を受けるまでの間、農林中央金庫に対し、前条第三項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

(取得特定優先出資又は取得特定貸付債権の処分)

第百十条の十六 機構は、取得特定優先出資又は取得特定貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の処分を行つたときは、速やかに、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

(特定負担金の納付等)

第百十条の十七 農林中央金庫等は、第百六条第四項(第百八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務(特定認定に係る農林中央金庫に係るものに限る。)の実施に要した費用に充てるため、機構に對し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年の六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

2 前項の規定により農林中央金庫等が納付すべき負担金(以下この項及び次項において「特定負担金」という。)の額は、各農林中央金庫等につき、当該特定負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債(主務省令で定めるものを除く。)の額の合計額に、第百六条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

3 第五十条第二項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、特定負担金について準用する。この場合において、同項中「農水産業協同組合の」とあるのは「農林中央金庫等」第百六条第二項に規定する農林中央金庫等をいう。以下同じ。」のと、第五十二条第一項及び第三項中「農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫」

等」と読み替えるものとする。

(第百十二条の次に第一条を加える。)

第百十二条の二 機構は、第三章第四節の規定による場合のほか、特別監視指定に係る農林中央

金庫が保有する資産の買取りを行うことができること。

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、主務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、農林中央金庫から第一項の資産の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行ふ旨の決定をしたときは、農林中央金庫との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

(第百十八条の二の次に次の四条を加える。)

(契約の解除等の効力)

第百十八条の三 主務大臣は、第九十七条第一項に規定する認定又は特定認定を行つ場合においては、会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る農林中央金庫について、関連措置等(当該認定若しくは特定認定又は特別監視指定その他の当該認定若しくは特定認定に関連する措置をいう。以下この項において同じ。)が講じられたことを理由とする契約(契約の当事者又は契約において定める者である農林中央金庫に対し関連措置等が講じられたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているものであつて、金融市場その他の金融システムと関連性を有する取引のうち主務省令で定めるもの

に係るものに限る。)の特定解除等を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるそれを回避するために必要な範囲において、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるそれを回避するために必要な措置が講じらるために必要な期間として主務大臣が定めた期間(以下この条において「措置実施期間」という。)中は、その効力を有しないこととする決定を行ふことができる。

2 前項の「特定解除等」とは、契約の終了又は解除、契約を解約する権利の発生、契約に係る債権に係る期限の利益の喪失、契約に係る取引に係る金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律第百八号)第二条第六項に規定する一括清算その他これらに類するものとして主務省令で定めるものをいう。

3 第一項の規定による決定は、その決定の時から効力を生ずる。

4 主務大臣は、第一項の規定による決定を行つたときは、直ちにその旨及び措置実施期間を官報により公告するとともに、これを機構及び農林中央金庫に通知しなければならない。

5 第一項の規定による決定が行われた契約については、民事再生法第五十一条において準用する破産法第五十八条の規定は、措置実施期間中は、適用しない。

6 第一項の規定による決定が行われた契約についての金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条の規定の適用については、措置実施期間中は、同法第二条第四項に規定する一括清算事由は、生じなかつたものとみなす。

(農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するための命令)

第百十八条の四 主務大臣は、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必

要な措置が講じられていないと認めるときは、農林中央金庫に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。

(指導及び助言)

第百十八条の五 機構は、農水産業協同組合に対し、経営の健全性の確保に支障が生じている農水産業協同組合として主務省令で定めるものの自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置の実施に關し必要な指導及び助言を行うものとする。

(国際協力)

第百十八条の六 機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務を行わなければならない。

第百十九条第一項ただし書中「第百六条」の下に「第百七条第三項において準用する第五十二条第五項」を、「第百十条第一項を除く。」の下に「第七章の二(第百十条の十四第五項において準用する第百一条第二項、第百十条の十六及び第百十一条の十七第三項において準用する第五十二条第五項を除く。)」を加え、「並びに第百十八条」を、「第百十八条、第百十八条の三第一項及び第四項並びに第百十八条の四」に改める。

2 第百二十三条の次に次の第一条を加える。

第百二十三条の二 特別監視代行者がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 特別監視代行者が法人であるときは、特別監視代行者の職務に從事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者が法人である場合において、その役員又は職

<p>員が特別監視代行者の職務に關し特別監視代行者に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。</p> <p>3 犯人又は法人たる特別監視代行者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第一百二十四条中「前条第一項」を「第一百二十三条第一項又は前条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。</p> <p>第一百二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第百十条の三第三項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>二 第百十条の十の規定による命令に違反したとき。</p> <p>第一百二十五条中「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改める。</p> <p>第一百二十六条中第九十条の下に「(第一百十条の十一において準用する場合を含む。)」を加える。</p> <p>第一百二十八条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「又は第一百二十九条を」「第一百二条第二項又は第一百十一条の十五第二項に」「者」ときに改め、同条第二号中「第八十八条」の下に「又は第一百十条の三第五項」を加え、「者」ときに改める。</p> <p>第一百二十九条第一項第二号中「、第一百三条第二項又は第一百六条第一項」を「(第一百十条の十四第五項において準用する場合を含む。)、第一百三条第二項、第一百六条第一項、第一百十条の十六第二項又は第一百十二条の二第四項に改める。」</p> <p>第一百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)</p> <p>2 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十五条中「業務」を「業務を」に、二と、同法第四十四条を「を」と、同法第四十四条规定する。</p>
<p>農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書</p> <p>議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、金融システムの安定に係る国際的な基準に対応するため、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められる場合における農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置として、農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機構」という。)による同金庫に対する業務遂行等の監視、資金の貸付け及び優先出資の引受け等の措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定</p> <p>主務大臣は、農林中央金庫について、機構による資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講ぜられなければ、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行うことができるものとすること。</p> <p>2 農林中央金庫に対する機構による監視等</p> <p>(一) 主務大臣は、特定認定を行ったときは、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の機構による監視をされる者として指定し、必要な措置を命ずることができるものとすること。</p> <p>(二) (一)の指定があつた場合、機構は、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等の解任及び選任を行うことができるものとするとともに、同金庫の会員である農水産業協同組合による債権の回収等により、同金庫</p>
<p>中央金庫に対する業務遂行等の監視、資金の貸付け及び優先出資の引受け等の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>(三) (一)の指定があつた場合、主務大臣は、農林中央金庫に対し破産手続開始等の申立てが行われたときは、裁判所に対し、その決定期等について意見述べることができるものとすること。</p> <p>農林中央金庫に対する資金の貸付け及び優先出資の引受け等</p> <p>(一) 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から資金の貸付け等の申込みを受けた場合、必要があると認めるときは、当該貸付け等を行いう旨の決定をすることができるものとすること。</p> <p>(二) 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から優先出資の引受け等の申込みを受けた場合、主務大臣に対し、当該引受け等を行うかどうかの決定を求め、主務大臣は、同金庫の経営の合理化のための方策の実行が見込まれる等の場合に、当該引受け等を行うべき旨の決定をするものとすること。</p> <p>(三) 主務大臣は、必要があると認めるときは、農林中央金庫又は会員である農水産業協同組合が納付すべき特定負担金に係る決定を行い、政府は、特定負担金のみで賄う場合に金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあるときに限り、補助することができるものとすること。</p> <p>4 施行期日</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。</p> <p>二 議案の可決理由</p> <p>本案は、金融システムの安定に係る国際的な</p>

令和三年五月二十日 衆議院会議録第二十八号

法定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

産業競争力強化

基準に対応するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

令和三年五月十九日

衆議院議長 大島 理森殿 嶺林水產委員長 高島 修一

## 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給

右 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

令和三年二月五日

内閣總理大臣 菅 義偉

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

の一部を次のように改正する。

第五条中「次に掲げる」を「令和九年三月三十一又は訴えの提起等を同日以前にした場合における該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該解若しくは調停が成立した日（以下「判決確定日」という。）から起算して一月を経過する」に改同条各号を削る。

附則第四条第一項中「平成三十一年度」を「令和二年  
度」に改め、同條第二項中「平成三十三年度」  
を「令和八年度」に改め、同項ただし書中「平成二  
八年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度」  
を「令和七年度」に改める。  
附則第五条(見出しを含む。)中「平成三十三年  
度」を「令和八年度」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源の確保に係る検討)  
政府は、令和九年三月三十一日までの間ににおいて、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十八条第一項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金等の請求期限を延長する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を延長し、令和九年三月三十一日又は訴えの提起若しくは和解若しくは調停の申立てを同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日のいずれか遅い日までとすること。

2 社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借り入れ可能期間を五年間延長すること。

3 政府は、令和九年三月三十一日までの間に

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源の確保に係る検討）  
政府は、令和九年三月三十一日までの間において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十八条第一項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

おいて、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要があると認めるときは、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。  
4 この法律は、公布の日から施行すること。  
二 議案の可決理由  
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金等の請求期限を延長する等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三  
本案施行に伴う予算措置  
令和三年度一般会計予算において、社会保険  
診療報酬支払基金が同年度において負担する特  
定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業  
務に関する長期借入金に係る債務につき、政府

(産業競争力強化法の一部改正)  
第一条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第六条―第十一条)」を「第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の実証及び新事業活動の促進(第五条の二―第十四条)」  
第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進(第五条の二―第十四条)  
第二節 新技術等効果評価委員会(第十四条の二―第十四条の六)  
推進

第二条第二項中「であつて、」の下に「第八条の四第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は」を加え、同条中第三十項を第三十一項とし、第十二項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項第一号ワ中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項

右  
衆議院議長 大島 理森殿  
厚生労働委員長 とかしきなみみ  
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法  
律案  
国会に提出する。

において用いようとする革新的な技術又は手法であつて、当該事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性があるものをいう。以下同じ。)の実用化の可能性について行う実証であつて、その実施期間及び当該実証に参加する者(当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下この号、第八条の二第三項第四号及び第八条の三第三項において「参加者等」という。)の範囲を特定し、当該参加者の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。

## 二 新技術等の実用化に当たつて当該新技術等に関する規制について分析する場合に

あつては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うものであること。

第二章の章名を次のように改める。  
第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

第二章中第六条の前に次の節名及び一条を加える。

### 第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進

#### (基本方針)

第五条の二 政府は、新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るために基本的な方針(以下この章、第八条の二第四項第一号及び第九条第四項第一号において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定

めるものとする。

#### 一 新技術等実証及び新事業活動の意義に関する事項

三 第八条の二第一項に規定する新技術等実証計画及び第九条第一項に規定する新事業活動計画の認定に関する基本的な事項

#### 四 その他新技術等実証及び新事業活動に関する重要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

4 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第三条及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

第七条第一項中「新事業活動」を「新技術等実証又は新事業活動」に改め、「その実施しようとする」を「(以下この項及び第十四条において「新事業活動等」という。)に関する」に、「この条及び第十四条」を「この節及び百四十七条第一項に、「新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該」を「新技術等実証又は新事業活動等に対するこれらの」に改め、同条第二項中「当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第八条の次に次の三条を加える。

#### (新技術等実証計画の認定)

第八条の二 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画(以下「新技術等実証計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受け得る場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

2 二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の

は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置(新技術等実証に係るものに限る。)を講ずるか否かを判断するに当たつては、新技術等効果評価委員会(第十四条の二の新技術等効果評価委員会をいう。以下この節において同じ。)の意見を聞くものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置(新事業活動に係るものに限る。)を講ずるか否かを判断するに当たつて必要があると認めるとときは、新技術等効果評価委員会の意見を聞くことができる。

第六条第六項及び第七項を削る。

第七条第一項中「新事業活動」を「新技術等実証又は新事業活動」に改め、「その実施しようとする」を「(以下この項及び第十四条において「新事業活動等」という。)に関する」に、「この条及び第十四条」を「この節及び百四十七条第一項に、「新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該」を「新技術等実証又は新事業活動等に対するこれらの」に改め、同条第二項中「当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第八条の次に次の三条を加える。

#### (新技術等実証計画の認定)

第八条の二 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画(以下「新技術等実証計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受け得る場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

2 二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の

者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 次に掲げる新技術等実証の内容

イ 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

ロ 第二条第三項第一号に規定する実証の内容及びその実施方法

ハ 第二条第三項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法

三 新技術等実証の実施期間及び実施場所

四 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者の同意の取得方法

五 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 第十二条第三項第二号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の内容

七 第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置(新技術等実証に係るものに限る。)の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

八 その他新技術等実証の実施に関する必要な事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聞くものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

	二 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証(前項第四号に規定する同意の取得を含む。)が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
	三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
5	主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。
	(認定証の交付等)
第八条の三	主務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、同項の認定を受けた者(以下「認定新技術等実証実施者」という。)に対し、認定証を交付するものとする。
2	前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 認定の年月日	二 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間	四 当該認定に係る新技術等実証計画が前条第四項各号のいずれにも適合する旨
3 認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。	4 認定新技術等実証実施者は、前条第三項第4号に規定する同意を得たときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。(新技術等実証計画の変更等)
5 認定新技術等実証実施者は、第二項又は第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新技術等実証実施者に通知するとともに、公表するものとする。	6 第八条の二第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の認定について準用する。
四 当該認定に係る新技術等実証計画が前条第四項各号のいずれにも適合する旨	第五項
3 認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。	二 認定新技術等実証実施者は、前条第三項第4号に規定する同意を得たときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。(新技術等実証計画の変更等)
四 認定新技術等実証実施者は、前条第三項第4号に規定する同意を得たときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。	六 第十四条第一項中「第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長」を「主務大臣(第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。)」に改め、「及び第二項」を削る。
五 第九条第一項中「この条、次条及び第一百四十九条において「を削り、同条第三項第四号中「第十一條を「第十二条」に、「の適用」を「(新事業活動に係るものに限る。)」に改め、同条第十二条とし、第十三条において「を削り、同条第三項第四号中「第十一條を「第十二条」に、「の適用」を「(新事業活動に係るものに限る。)」に改め、同条第十二条とし、第十三条に後段として次のよう加える。	二 認定新技術等実証実施者は、認定新技術等実証実施者が認定新事業活動実施者を認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は認定新事業活動実施者に改め、同条を第十二条とし、第十四条の二 第二節 新技術等効果評価委員会
六 第八条の二第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の認定について準用する。	二 新技術等実証計画及び新事業活動計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価
七 第九条第一項中「この条、次条及び第一百四十九条において「を削り、同条第三項第四号中「第十一條を「第十二条」に、「の適用」を「(新事業活動に係るものに限る。)」に改め、同条第十二条とし、第十三条に後段として次のよう加える。	三 前二号に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項
八 第八条の二第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の認定について準用する。	（所掌事務）
九 第九条第一項中「この条、次条及び第一百四十九条において「を削り、同条第三項第四号中「第十一條を「第十二条」に、「の適用」を「(新事業活動に係るものに限る。)」に改め、同条第十二条とし、第十三条に後段として次のよう加える。	第十四条の三 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
十 第八条の四 認定新技術等実証実施者は、当該認定新技術等実証実施者が新事業活動を実施している間又は認定新事業活動実施者が新事業活動を実施していない間、必要に応じ、当該認定新技術等実証実施者又は当該認定新事業活動実施者に対し必要な情報の提供及び助言を行うものとする。	2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

官 報 (号外)

- 4 委員会は、前項の勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。

(委員)

第十四条の四 委員会の委員は、内外の経済社会情勢及び新技術等を用いて行う事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(報告の徴収等)

第十四条の五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは新事業活動計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第十四条の六 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第四項中「関係行政機関の長」の下に、「当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。」を加える。

第十九条第一項中「第一百四十七条第一項第二号」を「第一百四十七条第一項第五号」に改める。

第三十二条第五項中「社債、株式等の振替に関する法律」の下に「(平成十三年法律第七十五条号)」を加える。

第三十六条中「社債」を「社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第百一条第一項第六号において同じ。)」に改める。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社(以下この条において「上場会社」という。)は、株主総会(種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会を含む。以下この項及び次項において同じ。)を場所の定めのない株主総会(種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会)。以下この項及び次項において同じ。)とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができる。

				次に掲げる事項及び株主の利益の確保に資するものとして経済産業省令・法務省令で定める事項
第二百九十八条第一項各号列記以外の部分	第二百九十九条第一項第一号	場所		
第二百九十八条第一項第	第二百九十八条第一項各号	第一項各号に掲げる事項	第一項各号に掲げる事項	株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨
第三項	第三百八条第一項	前条第一項各号に掲げる事項	前条第一項各号に掲げる事項	株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨
第三百四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項	第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項	決議があつた場合には	決議があつた場合には	株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨
第三項	第三百八条第一項	法務省令	法務省令	株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨
第三百四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項	第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項	経済産業省令・法務省令	経済産業省令・法務省令	株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨
第三項	第三百八条第一項	法務省令	法務省令	株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨

## 官報(号外)

第二十九条	違反しないもの	違反しないもの並びに産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十六条第一項に規定する事項
第三百四十八条第三項第三号及び第四百八十二条第三項第三号	含む。)に掲げる	含む。)に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第三百九十八条第一項(第三百二十五条において準用する場合を含む。)の経済産業省令・法務省令で定める
第三百四十九条の十三第五項第四号及び第四百六条第四項第四号	事項	事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項の経済産業省令・法務省令で定める事項
第四百九十二条	規定中	規定並びに産業競争力強化法第六十六条の規定並びに同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用するこの法律の規定中
第七十六条第一項「第二条第十九項」を「第二条第二十項」に改める。		
第七十八条第一項「第二条第十九項第二号」を「第二条第二十項第一号」に改める。		
第一百十条第二項及び第三項中「平成四十六年三月三十一日」を「令和十六年三月三十一日」に改める。		
第一百二十二条第一項「第二条第二十二項」を「第二条第二十三項」に改める。		
第一百二十七条第三項第三号二中「第一条第二十五項第二号」を「第二条第二十六項第二号」に改める。		
第一百二十九条第一項、第二項及び第三項第一号イ中「第二条第二十四項第一号」を「第二条第二十五回第一号」に改め、同号ロ中「第二条第二十四項第四号」を「第二条第二十五項第四号」に改める。		
第一百三十二条第一項及び同条第二項の表第三条第三項の項中「第二条第二十八項」を「第二条第二十九項」に、「第一条第九項」を「第二条第十項」に改める。		
第一百四十二条第一項「又は」の下に「認定新技術等実証実施者」を、「認定連携創業支援等事業者が」の下に「認定新技術等実証計画」を加え、「新事業活動」を「新技術等実証、新事業活動」に改める。		
第一百四十四条第一項中「主務大臣は」の下に「認定新技術等実証実施者」を、「対し」の下に「認定新技術等実証計画」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。		
第一百四十七条第一項第一号を次のように改める。		
一 第六条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係		

<p>る事業を所管する大臣並びに当該求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長</p> <p>号の次に次の三号を加える。</p> <p>二 第七条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに当該求めに係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長</p> <p>三 新技術等実証計画に関する事項 新技術等実証計画に記載された新技術等又は新事業活動に係る大臣並びに新技術等実証計画に記載された行政機関の長</p> <p>四 新事業活動計画に関する事項 新事業活動計画に記載された新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに新事業活動計画に記載された第九条第三項第四号に規定する規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長</p> <p>第五百四十七条第三項中「第六条第二項及び第三項」を「第八条の二第三項」に、「第五項並びに第十一項」を「第十二条」に改める。</p> <p>第五百五十六条第三号中「第二項又は第四項から第六項まで」を「又は第三項から第五項まで」に改める。</p> <p>第二条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進(第十五条—第二十一条)」を</p> <p>第一節 新たな事業の開拓 第一款 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果 第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進(第二十二条の二—第二十二条の十一条)を</p> <p>第三款 研究開発施設等の活用(第二十二条の十一)</p> <p>第一節の二 事業適応の円滑化(第二十二条の二十三—第二十二条の二十八)</p> <p>果活用支援事業の促進(第十五条—第二十一条)</p> <p>一) 条—第六十五条】を「第四十七条—第六十五条の六」に改める。</p> <p>二) 第二条第二項中「別に法律で定める」を「この法律又は他の法律に規定する」に改め、同条第五項中「開拓」の下に「事業適応」を加え、同条第六項中「第九項」を「第十五項」に改め、同条中第三十一項を第三十五項とし、第十八項から第</p> <p>三十項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十七項中「第四十九条第一項第二号」を「第四十七条第一項第二号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第四十九条」を「第四十七条」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項を「第十五項」に改め、同条中</p>
--

<p>第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項とし、第十三項を削り、同条第十二項第一号ワ中「第二十二項」を「第二十六項に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十一項を削り、第十項を第十六項とし、第九項を第十五項とし、第八項を第十項とし、同項の次に次の四項を加える。</p> <p>11 この法律において「革新的技術研究研究成果活用事業活動」とは、新事業開拓事業者が自ら行つた革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であつて、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとして経済産業省令で定めるものをいう。</p> <p>12 この法律において「事業適応」とは、事業者が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他、経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>13 予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの</p> <p>二 情報技術の進展による事業環境の変化に對応して行うもの</p> <p>三 エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの</p> <p>この法律において「生産工程効率化等設備」とは、生産工程の効率化によりエネルギーの</p>
<p>利用による環境への負荷の低減に特に資する設備その他の事業適応(前項第三号に該当するものに限る)に資する設備として主務省令で定めるものをいう。</p> <p>14 この法律において「需要開拓商品生産設備」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する商品その他の事業適応(第十二項第三号に該当するものに限る)を行つた事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品として主務省令で定める商品の生産に専ら使用される設備をいう。</p> <p>第二条第七項の次に次の二項を加える。</p> <p>8 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源をいう。</p> <p>9 この法律において「外部経営資源活用促進投資事業」とは、投資事業有限責任組合が行う事業者に対する投資事業であつて、当該事業者がその事業の生産性を向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更(取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る)であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>「事業適応」を加える。</p> <p>第九条第三項第四号中「第十二条」を「この法律若しくは他の法律に規定する規制の特例措置又は第十二条に、「又は」を「若しくは」に改める。</p> <p>(債権譲渡の通知等に関する特例)</p> <p>第十一條の次に次の見出し及び二条を加える。</p> <p>第十一條の二 債権の譲渡現に発生していない債権の譲渡を含む)の通知又は承諾(以下この項において「債権譲渡通知等」という)が</p>
<p>(次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る)に従つて提供する情報システム(次の各号のいずれにも該当するものに限る)を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条规定に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合には、当該債権譲渡通知等がされた日付をもつて確定日付と定める。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもつて確定日付とする。</p> <p>14 この法律において「需要開拓商品生産設備」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する商品その他の事業適応(第十二項第三号に該当するものに限る)を行つた事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品として主務省令で定める商品の生産に専ら使用される設備をいう。</p> <p>第二条第七項の次に次の二項を加える。</p> <p>8 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源をいう。</p> <p>9 この法律において「外部経営資源活用促進投資事業」とは、投資事業有限責任組合が行う事業者に対する投資事業であつて、当該事業者がその事業の生産性を向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更(取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る)であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>「事業適応」を加える。</p> <p>第九条第三項第四号中「第十二条」を「この法律若しくは他の法律に規定する規制の特例措置又は第十二条に、「又は」を「若しくは」に改める。</p> <p>(債権譲渡の通知等に関する特例)</p> <p>第十一條の次に次の見出し及び二条を加える。</p> <p>第十一條の二 債権の譲渡現に発生していない債権の譲渡を含む)の通知又は承諾(以下この項において「債権譲渡通知等」という)が</p>
<p>特例措置を記載した新事業活動計画について第九条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者の氏名、商号又は名称及び住所を公示するものとする。</p> <p>2 前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その氏名、商号若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>4 第一項又は前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その公示に係る認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動を廃止しようとするときは、主務省令で定めたところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 主務大臣は、第十条第二項若しくは第三項の規定により第一項若しくは第三項の規定のを含む)の通知又は承諾について準用する場合において、第一項中「第四百六十七条规定(現に発生していない債権を目的とするもの)」の通知又は承諾について準用する。</p> <p>3 第一項の規定は、民法第五百条において準用する同法第四百六十七条第一項の弁済による代位の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「第四百六十七条第二項」とあるのは、「第五百条において準用する同法第四百六十七条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項の規定は、信託法(平成十八年法律第二百八号)第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法(平成十八年法律第二百八号)第九十四条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>第一款 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究研究成果活用事業及び支援事業の促進</p> <p>第十五條の見出し中「及び」を「外部経営資源活用促進投資事業及び」に改め、同条第一項中「次項第二号」を「次項第三号」に、「及び特定研究成果转化支援事業」を「外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果转化支援事業に、「」の条、次条第三項第一号及び第十九条号に掲げる事項として前条に規定する規制の</p>



- 3 に関する重要な事項

4 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要な生じたときは、実施指針を変更するものとする。

5 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

(革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定)

第二十一条の三 革新的技術研究成果活用事業活動を実施しようとする新事業開拓事業者は、当該革新的技術研究成果活用事業活動に関する計画(以下この条、次条及び第一百四十九条において「革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 革新的技術研究成果活用事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 革新的技術研究成果活用事業活動の内容  
及び実施時期

二 革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法(当該資金の調達に係る指定金融機関等の名称を含む。)

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その革新的技術研究成果活用事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該革新的技術研究成果活用事業活動計

画に係る革新的技術研究成果活用事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる

（革新的技術研究成果活用事業活動計画の変遷）

- 4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。  
5 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

画に係る革新的技術研究研究成果活用事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

## 第二十一条の上

- 成果活用事業活動を実施するために必要な資金を調達するため発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条规定する短期社債を除き、指定金融機関等が引き受けるものに限る)及び当該資金の借り入れ(指定金融機関等が貸し付けるものに限る)に係る債務の保証の業務を行う。

(指定金融機関等の指定)

三

- 4 を定めなければならない。  
二 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

三 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上 の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなつた日から起算 して五年を経過しない者

二 第二十一条の十第一項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消しの日 から起算して五年を経過しない者

三 役員等(法人にあつては法人の業務を行 う役員を、投資事業有限責任組合にあつては

一

- この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

一 第二十二条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

一 役員等(法人にあつては法人の業務を行う役員を、投資事業有限責任組合にあつては投資事業有限責任組合の業務の決定及び執行を行う者をいう。口において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けた者を得ない者

1

- この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

一 第二十二条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

一 役員等(法人にあつては法人の業務を行う役員を、投資事業有限責任組合にあつては投資事業有限責任組合の業務の決定及び執行を行う者をいう。口において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

1

- この法律、銀行法その他の政令で定める  
法律若しくはこれらの法律に基づく命令又  
はこれらに基づく处分に違反し、罰金以上  
の刑に処せられ、その執行を終わり、又は  
執行を受けたことがなくなつた日から起算  
して五年を経過しない者。

第二十一条の十第一項又は第二項の規定  
により指定を取り消され、その取消しの日  
から起算して五年を経過しない者。

一 役員等（法人にあつては法人の業務を行  
う役員を、投資事業有限責任組合にあつて  
は投資事業有限責任組合の業務の決定及び  
執行を行う者をいう。口において同じ。）の  
うちに、次のいずれかに該当する者がある  
者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行す  
ることができない者として経済産業省令  
で定める者又は破産手続開始の決定を受  
けた復権を得ない者

ロ 指定金融機関等が第二十一条の十一第  
一項又は第二項の規定により指定を取り消  
された場合において、当該指定の取消し  
に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前  
六十日以内にその指定金融機関等の役員

5

- この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

一 役員等(法人にあつては法人の業務を行う役員を、投資事業有限責任組合にあつては投資事業有限責任組合の業務の決定及び執行を行う者をいう。口において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として經濟産業省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関等が第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関等の役員等であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

**(指定の公示等)**

- (指定の公示等)  
第二十一条の七 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関等の商号又は名称、住所及び革新的技術研究結果活用事業活動支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。  
2 指定金融機関等は、その商号若しくは名称、住所又は革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

## 第二十一条の五 独立行政法人中小企業基盤整

- 備機構は、革新的技術研究成果活用事業活動を円滑化するため、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が認定革新的技術研究成果活用事業活動計画に従つて革新的技術研究

業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

動支援業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)

第二十一条の八 指定金融機関等は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等の業務規程が革新的技術研究結果活用事業活動支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。(業務の休廃止)

第二十一条の九 指定金融機関等は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関等が革新的技術研究結果活用事業活動支援業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関等の指定は、その効力を失う。(指定の取消し等)

第二十一条の十 経済産業大臣は、指定金融機関等が第二十一条の六第四項各号第二号を除く)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

第二十一条の十三 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第一号ハ、第二

一 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 その指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定によりその指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十一条の十一 指定金融機関等について、第二十一条の九第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関等であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関等が行つた革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関等とみなす。

第三款 研究開発施設等の活用

第二十一条の十二 国立研究開発法人産業技術総合研究所は、その保有する研究開発に係る施設(土地を含む)及び設備のうち、事業者による新たな事業の開拓に資するものとして、経済産業省令で定めるものを、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う者の利用(鉱工業の科学技術に関する研究開発であるもの又はその成果を活用するものに限る)に供する業務を行うことができる。

第二章第一節の次に次の二節を加える。

第一節 第二十一條の二 事業適応の円滑化

(実施指針)

号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。以下この条において同じ。)は、事業適応の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成長発展事業適応(第二条第十二項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の二十八第一項において同じ。)にあつては、次に掲げる事項

イ 成長発展事業適応の促進の意義及び目標その他の成長発展事業適応に関する基本的事項

ハ 成長発展事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する事項

口 成長発展事業適応の実施に必要な研究開発、設備投資その他の成長発展事業適応の内容に関する事項

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の促進の意義及び目標その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応における事項

ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の基本的事項

口 エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する事項

二 その他成長発展事業適応に関する重要な事項

ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

二 その他エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する重要な事項

ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

二 その他成長発展事業適応に関する重要な事項

ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

二 その他成長発展事業適応に関する重要な事項

ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

二 その他成長発展事業適応に関する重要な事項

ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

二 その他成長発展事業適応に関する重要な事項

第二十一条の十四 主務大臣は、実施指針に基

ハ 情報技術事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

二 その他情報技術事業適応に関する重要な事項

三 エネルギー利用環境負荷低減事業適応(第二条第十二項第三号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の二十八第一項において同じ。)にあつては、次に掲げる事項

ハ 情報技術事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

二 その他情報技術事業適応に関する重要な事項

三 エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

ハ 情報技術事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

二 その他情報技術事業適応に関する重要な事項

づき、所管に係る事業分野のうち、当該事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る事業適応の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「事業分野別実施指針」という。)を定めることができること。

2 事業分野別実施指針においては、前項の規定により指定した事業分野に係る事業適応の実施方法に関する必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別実施指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。

5 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(事業適応計画の認定)

第二十一条の十五 事業者は、その実施しようとする事業適応(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。)に関する計画(以下「事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業適応の目標

二 事業適応の内容及び実施時期

三 事業適応に係る経営の方針の決議又は決

づき、所管に係る事業分野のうち、当該事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適當と認められるものを指定し、当該事業分野に係る事業適応の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「事業分野別実施指針」という。）を定めることができる。

4 定の過程  
主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針(当該事業適応計画に係る事業が属する分野について前条第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている

4 項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業適応事業者に対して、当該認定事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務  
及びこれに附帯する業務

二 認定事業適応事業者（エネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。）が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の指定金融機関による貸付けについて、予算の範囲内において当該指定金融

				項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業適応事業者に対して、当該認定事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
				4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。
				5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。
				(公庫の行う事業適応促進円滑化業務)
				第二十一条の十七 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)。次項及び第三十五条において「公庫法」という。)第一条及び第十二条の規定にかかるらず、次に掲げる業務(以下「事業適応促進円滑化業務」という。)を行うことができる。
				一 指定金融機関に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従つて行う事業適応のための措置のうち研究開発、情報技術を活用するために必要な投資、生産工場効率化等設備又は需要開拓商品生産設備の導入その他政令で定めるもの(次号及び第二十三条の十九第一項において「認定事業適応関連措置」という。)を行うのに必要な資
第七十三条第一号	この法律	第五十九条第一項	この法律	第五十八条第一項
第七十一条	この法律	第五十九条第二項及び第三十五条第一項	この法律、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)	第五十八条第二項及び第三十五条第一項
第七十三条第一号	この法律(産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	第五十九条第一項	この法律、産業競争力強化法	第五十九条第一項
				二 認定事業適応事業者(エネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。)が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の指定金融機関による貸付けについて、予算の範囲内において当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務
				二 認定事業適応事業者(エネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。)が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の指定金融機関による貸付けについて、予算の範囲内において当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務

## 官報(号外)

第七十三条第三号	第十一條	第十一條及び産業競争力強化法第二十一条の十七第一項
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第五十八条第二項(産業競争力強化法第二十二条の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務(産業競争力強化法第二十二条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務を除く。)
(事業適応促進円滑化業務実施方針)		
第二十一条の十八 公庫は、実施指針(第二十一条の十三第二項第一号ハ、第二号ハ及び第二号ハに掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。)に即して、主務省令で定めるところにより、事業適応促進円滑化業務を実施するための方針(以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業適応促進円滑化業務実施方針」といいう。)を定めなければならない。		資金について公庫から貸付けを受け、又は利子補給金の支給を受けて行おうとするもの(以下「事業適応促進業務」という。)に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。
2 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。		一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。
3 公庫は、前項の主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業適応促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。		二 次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
4 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針に従つて事業適応促進円滑化業務を行わなければならぬ。(指定金融機関の指定)		三 人的構成に照らして、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。
第二十一条の十九 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な		第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの
3 主務大臣は、前項の規定による届出があつ		(指定の公示等)
2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業適応促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。		第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの
2 指定金融機関は、事業適応促進円滑化業務実施方針に則して事業適応促進業務に関する規程(次項及び第二十一条の二十一において「業務規程」といいう。)を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。		第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの
3 業務規程には、事業適応促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。		第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの
3 主務大臣は、前項の規定による届出があつ		(帳簿の記載)
2 指定金融機関は、事業適応促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。		第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの
2 指定金融機関は、事業適応促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。		第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの
3 業務規程には、事業適応促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。		第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの
3 主務大臣は、前項の規定による届出があつ		第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの
(監督命令)		第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業適応促進業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

### (業務の休廃止)

第二十一条の二十五 指定金融機関は、事業適

## (課税の特例)

第二十一条の二十八 認定事業適応計画に従つて実施される成長発展事業適応(経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主

務大臣が定める基準に適合することについて

主務大臣の確認を受けたものに限る。)を行う

認定事業適応事業者について欠損金を生じたときは、粗脱特別措置法（昭和三二年法律

ときは種々特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税

に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を

講ずるものとする。

認定事業適応計画に従つて実施される情報

技術事業適応(生産性の向上又は需要の開拓)

に特に資するものとして主務大臣が定める基準にて適合する二二二三の二にて三務大臣の確認を

准は適合することはついで主務大臣の確認を受けたものに限る。」を行う認定事業適応事業

者が、当該情報技術事業適応の用に供するた

めに取得し、又は製作した機械及び装置、器

具及び備品並びにソフトウェア並びに当該情

報技術事業適応を実施するために利用したソ

アトヴェニアについては、租税特別措置法で定めることにより、課税の特例の適用がある

あるところに、この言葉の本体の通称たる名前とする。

第二十二条第一項中「次項第七号」を「次項第

「号」に、「限る」を「限る。以下この条において

「同じ」に改め、同条第二項第一号中「(第三号に

削る事項を除く。】を削り、同項第二号中

(第四号に掲げる事項を除く)を削り 同項第三号から第六号までを削り、同項第七号中

のうち一の下に「合併、保有する施設の撤去

右しくは保有する設備の廃棄又は」を加え、「を

業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

## 回報告書

業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編事業者」に、「第二十八条第一項」を「第二十四条第二項」に、「同法第三十条第一項」を「同法第二十八条第一項」に、「係る同法第三十条第一項に規定する認定事業者」を「係る同法第二十四条第一項に規定する認定事業再編事業者」に改め、同条第二項中「認定事業者の特定関係事業者」を「認定事業再編事業者の特定関係事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同項第一号中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第三項中「第三十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条第四項の表第八十条の項中「又は第二十五条第一項」及び「又は第二十六条第一項」を削り、同表第六十一条第六号の項及び第八十六条第六号の項中「第三十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条第五項中「認定事業者が認定計画」を「認定事業再編事業者が認定事業再編計画」に、「当該認定事業者」を「当該認定事業再編事業者」に、「又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者」を「又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者」に改め、同項の表第一百五十二条第二項の項中「第二十八条第一項」を「第二十四条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「同法第三十条第一項」を「同法第二十八条第一項」に、「係る同法第三十条第一項」を「認定事業再編計画」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第二十一条とする。

業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十四条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条第一項中「認定事業者である株式会社が認定計画」を「認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画」に、「当該認定計画」を「当該認定事業再編計画」に、「として当該認定事業者」をして当該認定事業再編事業者に、「当該認定事業者に係る」を「当該認定事業再編事業者に係る」に改め、同項の表第百九十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第三十条第一項」を「第二十四条第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「同法第二十一条の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十六条第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同表第七百九十六条第二項第二号の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十六条第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第三十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同表第七百九十七条第一項の項を次のように改める。

第七百九十七条第一項 存続株式会社等 社 特定期日等	吸收合併等 特定株式発行等 当該認定事業再編事業者である株式会社 除く。 当該認定事業再編事業者である株式会社 除く。又は当該認定事業再編事業者が金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するものとして外国の法令に基づき設立されたものを含む。第三項において同じ。)に上場されている株式を発行している株式会社である場合 当該認定事業再編事業者である株式会社	第三十二条第一項 存続株式会社等 社 特定期日等
第三十二条第一項 存続株式会社等 社 特定期日等	第三十二条第一項 存続株式会社等 社 特定期日等	第三十二条第一項 存続株式会社等 社 特定期日等

第三十三条第二項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第三十一条とする。 第三十四条第一項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十二条とする。 第三十五条第一項中「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の」を削り、「同	第三十三条第二項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第三十一条とする。 第三十四条第一項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十二条とする。 第三十五条第一項中「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の」を削り、「同	第三十三条第二項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第三十一条とする。 第三十四条第一項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、「(同項第三号に規定する指定有価証券をいう。)」を削り、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十三条规定する。
第三十六条中「次の各号に掲げる者が当該各	第三十六条中「次の各号に掲げる者が当該各	第三十六条中「次の各号に掲げる者が当該各

号に定める」を「認定事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。)が認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うために必要な」に改め、同条各号を削り、同条を第三十四条とする。

第三十七条第一項中「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。次項において「」を削り、「」という。)第一條を「第一條」に、「次に掲げる」を「指定金融機関に對し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの(第三十七条第一項において「認定事業再編関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「(平成二十二年法律第三十八号)」を削り、同項の表第七十一条の項及び第七十三条第一号の項中第三十七条第二項を第三十五条第二項に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第三十七条第二項」を第三十五条第一項に改め、同表第七十三条第七号の項中「第三十七条第二項」を第七十三条第三号の項中「第三十七条第一項」を第三十五条第一項に改め、同表第七十三条第七号の項中「第三十七条第二項」を第三十五条第二項に改め、同表附則第四十七条第一項の項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十八条第一項中「又は認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従つて認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金を削り、同条第二項中「第四十一条」を「第三十九条」に、「指定期申請書を〔申請書〕に改め、同条第四項第二号及び第三号の中「第四十六条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とし、第四十一条から第四十五条までを「一条ずつ繰り上

げる。

第四十六条第一項中「第三十九条第四項各号」を「第三十七条第四項各号」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十七条中「第四十五条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同条を第四十五条とし、

第四十八条を第四十六条とする。

第四十九条第一項第一号中「いう」の下に「

三條第三項」に改め、同条を第四十五条とし、第四十九条及び第五十条において同じ」を加え、第三章第三節中同条を第四十七条とし、第五十条を第四十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(再生手続における監督委員に関する特例)

第四十九条 再生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されたときは、裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいいう。第五十七条、第六十条から第六十二条まで及び第六十五条の四において同じ。)は、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第五十四条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施してたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

(更生手続における監督委員に関する特例)

第五十条 更生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されていたときは、裁判所(更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいいう。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。)及び「平成十四年法律第二百二十五号」を削る。

第五十七条中「再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいいう。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。」及び「平成十四年法律第二百五十四号」を削り、同条の次に「資金の借入れに関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用」

定による監督委員の選任をするものとする。

第五十九条の見出しを「〔債権に関する特定認証紛争解決事業者等の確認〕」に改め、同条に次条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行おうとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間」とあるのは「第五十一一条第二号に定める期間」と、同項第二号中「当該特定認証紛争解決手続ににおける紛争の当事者である」とあるのは「当該事業再生に係る」と読み替えるものとする。

第五十七条中「再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいいう。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。」及び「平成十四年法律第二百五十四号」を削り、同条の次に「資金の借入れに関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用」

第六十五条の二 第六十条から前条までの規定は、第五十九条第三項において準用する同条第一項各号」とあり、及び第六十一条から第六十五条までにおいて同じ。」及び「平成十四年法律第二百五十四号」を削り、同条の次に「資金の借入れに関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用」

第六十五条の三 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者であ



編事業者に改める。

第一百四十七条第一項第四号中「事項」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 新事業活動計画(第十一条の二に規定する規制の特例措置に係るものに限る)に関する事項 経済産業大臣及び法務大臣

第一百四十七条第一項第六号中「事業再編計画」を「事業適応計画」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 事業適応促進円滑化業務及び事業適応促進業務に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

第一百四十七条第一項第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを「号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 事業再編計画に関する事項 事業再編計画に係る事業を所管する大臣

第一百四十九条中「第二十二条第一項」を「第十一条の二第一項の外部経営資源活用促進投資事業計画の認定、第二十二条の三第一項の革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定、第二十条の十五第一項の事業適応計画の認定又は第三条 中小企業等経営強化法の一部改正」

目次中「第四章 中小企業の事業継続力強化」を

第五章 中小企業の事業継続力強化  
第一節 先端設備等導入(第四十九条 第五十一条)  
第二節 支援措置(第五十四条)

三条 に、「第四十九条 第五十三条」を「第五十五条 第五十九条」に、「第五十四条 第五十八条」

を「第六十条 第六十四条」に、「第五十九条 第六十条」を「第六十五条 第六十六条」に、「第五章 を「第六章」に、「第六十一条 第六十九条」を「第六十七条 第七十五条」に、「第六章」を「第七章」に、「第七十条」を「第七十六条」に改める。

令和三年五月二十日 衆議院会議録第二十八号 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

二十三条第一項に改め、「又は第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定」を削る。

第一百五十六条第一号中「第四十三条」を「第二十二条の二十三又は第四十一条」に改め、同条第十一项の二に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、「以下」を「第四十二条第五項第四号中「プログラムをいう。」の下に「第十四項及び」を加え、「以下」を「第四十二条第五項」に改める。

二十五第一項又は第四十三条第一項に、「せざ」を「しないで事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し」に改める。

第一百五十八条中「第三十二条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第一百五十九条中「第三十八条第二項又は第四十二条第二項」を「第二十二条の十八第二項、第二十二条の二十二第二項、第三十六条第二項又は第四十条第二項」に改める。

第一百六十二条中「第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十一条の三第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更し、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の三第四項の規定による届出をしないで同項に規定する新事業活動を廃止し、又は虚偽の届出をした者

14 この法律において「先端設備等」とは、従来の処理に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、それを迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第三条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 中小企業の先端設備等の導入の促進に関する次に掲げる事項

イ 先端設備等の導入の促進の目標の設定

ロ 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

第十四条第一項中の全部を「(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む)」であつて、中

第一条中「並びに」を「中小企業の先端設備等導入の支援並びに」に改める。

第二条第五項第四号中「プログラムをいう。」の下に「第十四項及び」を加え、「以下」を「第四十二条第五項」に改める。

第二十八条中「第二条第十一項第九号」を「第二十二条第十項第九号」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「昭和二十四年法律第百八十一号」第三条第一項中「第五十七条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第二十九条第一項中「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める。

第六十九条第一項中「及び」を「経済産業大臣及び」に改め、同条第二項中「第六十七条第一項」を「第七十三条第十一項」に改め、第五章中同条を第七十五条とし、第六十八条を第七十一条とする。

第六十七条第二項中「第六十四条第一項並びに第六十五条第一項」を「第七十条第一項並びに第七十二条第一項」に改め、同条第四項中「第六十四条第三項並びに第六十五条第二項」を「第七十一条第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第六十五条第四項」を「第七十七条第一項」に改め、同条第八項中「第六十五条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同条第十一項第八号」を「第一条第十項第八号」に改め、同条第七十三条とし、第六十六条を第七十二条とする。

第六十五条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意

導入促進基本計画の実施状況について報告を

小企業者及び組合等がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この章において同じ。」の全部に改める。

第二十四条第一項第三号中「第五十七条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第二十八条中「第二条第十一項第九号」を「第二十二条第十項第九号」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「昭和二十四年法律第百八十一号」を「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「昭和三十一年法律第百八十五号」を加える。

第二十九条第一項中「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める。

第六十九条第一項中「及び」を「経済産業大臣及び」に改め、同条第二項中「第六十七条第一項」を「第七十三条第十一項」に改め、第五章中同条を第七十五条とし、第六十八条を第七十一条とする。

第六十七条第二項中「第六十四条第一項並びに第六十五条第一項」を「第七十条第一項並びに第七十二条第一項」に改め、同条第四項中「第六十四条第三項並びに第六十五条第二項」を「第七十一条第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第六十五条第四項」を「第七十七条第一項」に改め、同条第八項中「第六十五条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同条第七十三条とし、第六十六条を第七十二条とする。

第六十五条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意

導入促進基本計画の実施状況について報告を

第十四条第一項中の全部を「(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む)」であつて、中

- 6 特定市町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができる。  
第六十五条を第七十一条とする。

第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者について、その先端設備等導入の状況を把握するための調査を行うものとする。  
第六十四条に次の一項を加える。

第六十四条を第七十条とする。

第六十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 国は、認定先端設備等導入に必要な資金の確保に努めるものとする。  
第六十三条を第六十九条とし、第六十二条を第六十八条とし、第六十一条を第六十七条とする。

第五章を第六章とする。

第四章第三節中第六十条を第六十六条とし、第五十九条を第六十五条とする。

第五十八条中第五十条第一項又は第五十一  
条第一項を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項に改め、第四章第二節中同条を第六十  
四条とする。

第五十七条を第六十三条とし、第五十六条を第六十二条とする。

第五十五条第一項の表第三条第一項の項並びに同条第二項及び第三項中「第五十五条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条を第六十一  
条とする。

第五十四条の前の見出しを削り、同条第一項

の表第三条第一項の項並びに同条第二項及び第三項中「第五十四条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条を第六十条とし、同条の前に見出として「[中小企業信用保険法の特例]」を付する。

第五十三条第二項中「第五十五条第一項及び第六十五条第五項」を「第六十一条第一項及び第七十一条第七項」に改め、第四章第一節中同条を第五十九条とする。

第五十二条第二項第一号中「[の全部]」を「(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む)」であつて、中小企業者がその經營を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この条及び第六十三条第一項第二号において同じ。)」の全部】に改め、同条を第五十八条とする。

第五十一条第一項中「第五十四条第一項及び第六十五条第五項」を「第六十条第一項及び第七十一条第七項」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十条第二項第二号口中「第五十二条第二項第三号口」を「第五十八条第二項第三号口」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十九条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 中小企業の先端設備等導入

(導入促進基本計画)

第四十九条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画(以下「導入促進基本計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議

- し、その同意を求めることができる。

2 導入促進基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

  - 一 先端設備等の導入の促進の目標
  - 二 先端設備等の種類
  - 三 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

四 計画期間

五 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるとときは、その同意をするものとする。

  - 一 基本方針に適合するものであること。
  - 二 当該導入促進基本計画に係る先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該導入促進基本計画の実施が当該市町村に所在する企業の生産性の向上に資するものであること。

4 市町村は、導入促進基本計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入促進基本計画の変更等)

第五十条 市町村は、前条第三項の同意を得た導入促進基本計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

2 経済産業大臣は、市町村が前条第三項の同意を得た導入促進基本計画(前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意導入促進基本計画」という。)に従つて先端設備等の導入の促進を実施しないと認めるときは、その同意を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、同意導入促進基本計画が

前条第三項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、同意導入促進基本計画を作成した市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の変更を指示し、又はその同意を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定により前条第三項の同意を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による導入促進基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する情報の提供等)

第五十一条 国は、市町村による導入促進基本計画の作成及び同意導入促進基本計画の達成に資するため、地域の経済動向に関する情報及び当該市町村による先端設備等の導入の促進を図るために必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びにこれら的情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供を行うよう努めるものとする。

2 国は、同意導入促進基本計画に係る市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行ふものとする。

(先端設備等導入計画の認定)

第五十二条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」という。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共

官 報 (号 外)

同一で行おうとする場合にあつては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。に従つて先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

る事項を記載しなければならない。

一 先端設備等の種類及び導入時期

二 先端設備等導入の内容

三 先端設備等導入に必要な資金の額及びそ  
の調達方法

3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

の調査方法  
特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいづれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

4 特定市町村は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。  
5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

促進基本計画に適合するものである」と、  
二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備  
等導入が円滑かつ確實に実施されると見込  
まれるうつぐらうとい。

## 第二節 支援措置

### （中小企業信用保険法の特例）

特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定先端設備等導入計画に従つて行われる先端設備等道

第五十三条 前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。

特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項

入(第六十九条第四項及び第七十条第九項において「認定先端設備等導入」という)に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす  
る。

第三条第一項 保険金額の合計額が、	中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第五十四条 第一項に規定する先端設備等導入関連保証(以下「先端設備等導入関連保証」という。)に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ
----------------------	--

令和三年五月二十日  
衆議院会議録第二十八号  
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

第三条の二第一項及び第三条の三第一項	第三条の二第二項及び第三条の三第二項	普通保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。	普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。	一般社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)	この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第四号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの	常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの	常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの	先端設備等導入関連保証及びその他の保証)とともに、当該債務者の額のうち
第一条中「創業及び」を削り、「の支援、中小企業の経営革新及び中小企業等の」を「中小企業等の経営革新及び」に、「第六十四条」を「第六十四条の二」に改める。	第二条第二項第二号を次のように改める。 第二条第二項第二号を次のように改める。	第一項第一号の「(一)の」を「(一)の支援並びに中小企業等の」に改める。	第一項第一号の「(二)の」を「(二)の支援並びに中小企業等の」に改める。	第一項第一号の「(三)の」を「(三)の支援並びに中小企業等の」に改める。	第一項第一号の「(四)の」を「(四)の支援並びに中小企業等の」に改める。	第一項第一号の「(五)の」を「(五)の支援並びに中小企業等の」に改める。	第一項第一号の「(六)の」を「(六)の支援並びに中小企業等の」に改める。	第一項第一号の「(七)の」を「(七)の支援並びに中小企業等の」に改める。	第一項第一号の「(八)の」を「(八)の支援並びに中小企業等の」に改める。



〔特定事業者に、「[規定期]」の規定(第一項)の規定により適用される場合を含む。第八項において同じ。〕に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「中小企業者」を「特定事業者に、「[規定期]」の規定(第一項)の規定により適用される場合を含む。第七項において同じ。〕に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新事業(承認経営革新計画)に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。」に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。〕を削り、「中小企業者」を「特定事業者」に、「同法の規定」を「中小企業信用保険法の規定(前項の規定により適用される場合を含む。第五項及び第六項において同じ。〕に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の項を加える。

二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものをして、「以下この条において同じ。」を受けたものについては、当該特定事業者を同法第二条第一項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで、第三条の七、第三条の八及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条から第三条の三まで、第三条の七及び第三条の八中「借り入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第二十二条第一項に規定する承認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

第二十三条第一項第一号中「中小企業者」を「特定事業者」に、「を行ふ」を「認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業を」いう。第二十五条第一項を除き、以下この節において同じ。」を行う」に改め、同項第二号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権のほか）に改め、同項各号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同条に次の二項

4 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫法  
発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法  
第十一條又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和  
四十七年法律第三十一号)第十九条に規定す  
る業務のほか、承認経営革新事業又は認定經  
営力向上事業を行う特定事業者(第二条第五  
項第一号から第四号までに掲げる者に限り、  
株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に  
規定する中小企業者に該当するものを除く。)  
のうち同号イに規定する中小企業特定事業を  
営むものに対し、当該特定事業者が承認経営  
革新事業又は認定経営力向上事業を行うため  
に必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行  
うことができる。

5 前項の規定により特定事業者に対して資金  
を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融  
公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用に  
ついては、それぞれ株式会社日本政策金融公  
庫法第十一條第一項第一号の規定による同法  
別表第一 第十四号の中欄に掲げる者に対する  
同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又  
は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第  
五号の業務とみなす。

第二十五条第一項中「中小企業者等」を「特定  
事業者等」に、「第二条第二項第三号又は第四  
号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第二十七条第一項中「第十七条第四項」を「第  
十七条第四項第一号」に、「被承継等中小企業者  
等」を「被承継等特定事業者等」に、「承継等中小  
企業者等」を「承継等特定事業者等」に改め、同条第三項中「承継  
等中小企業者等が」を「承継等特定事業者等が」  
に、「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定  
事業者等」に改める。

第二十八条中「中小企業者」を「特定事業者」に  
加える。

第二十九条第一項中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第三十条の見出し中「協力業務」を「助言業務等」に改め、同条中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

中小企業基盤整備機構は、承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行う特定事業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）の依頼に応じて、当該承認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に關し必要な助言を行う。

第三十一条第二項第一号中「を行おうとする中小企業又は」を「又は」に改める。

第四十一条中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第四十三条第二項中「中小企業者等」を「中小企業等」に改める。

第四十八条中「中小企業者」を「中小企業等」に改める。

第五十五条第三項に次のただし書きを加える。  
ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第五十六条第二項第三号中「実施時期」を「実施期間」に改める。

第五十七条第二項中「第六十条第一項及び第七十一条第七項において」を「以下」に改める。

第五十八条第二項第二号中「この号において」を削り、同項第四号中「実施時期」を「実施期間」に改める。

第五十九条第二項中「第六十一条第一項及び第七十二条第七項において」を「以下」に改める。

第六十一条に次の一項を加える。

認定連携事業継続力強化を行う大企業者の

うち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものであつて、認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金(経済産業省令で定めるものに限る)に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、當該大企業者を同法第一条第一項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項中「借り入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第六十一条第一項に規定する認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金(同条第六項の経済産業省令で定めるものに限る)の借り入れ」とする。

第六十二条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付される新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)の保有」を「前項各号に掲げる事業に改め、「それぞれ」を削る。

第六十三条の見出し中の「特例」を「及び沖縄開発金融公庫法の特例」に改め、同条第一項中「の規定にかかるわらぎ」を「に規定する業務」に改め、同条に次の二項を加える。

株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十九条に規定する業務のほか、認定連携事業継続力強化を行う大企業者のうち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに對し、認定連携事業継続力強化を行つたために

八条第一項の認定を受けた中小企業者であつて当該認定の申請、認定事業継続力強化計画の開始前に第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による変更の認定の申請があつたときは、当該変更の認定の申請の時において中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第一項に規定する中小企業者であった者が当該認定の申請の時から当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間の終了までの間に同項に規定する中小企業者でなくなった場合には、当該事業者は、当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間内においては引き続き同項に規定する中小企業者とみなして、同法第九条及び第十条の規定を適用する。

第六十六条に次の二項を加える。

国は、中小企業者がその所在する地域において

**第五章第二節に次の一条を加える。**  
**(中小企業倒産防止共済法の特例)**

貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用について、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十一條第一項第一号の規定による同法別表第一第一十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項第五号の業務とみなす。

4 前項の規定により大企業者に対して資金を必要とする長期の資金(経済産業省令で定めるものに限る)を貸し付ける業務を行うことができる。

第七十三条第一項中「同条第二項第一号に掲げる事項のうち第二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第二号口(1)」を「同条第二項第二号口(1)」に改め、同条中第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とする。同項の次に次の一項を加える。

9 第十六条第四項ただし書における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第七十三条第六項の次に次の一項を加える。

7 第三条第三項ただし書における主務省令は、第一項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第七十五条第二項中「第七十三条第十一項」を「第七十二条第十三項」に改める。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正)

第五条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法)

所、中小企業団体中央会その他の者に対し、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七十条第二項中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条第三項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第七十二条第一項第一号中「第二条第一項第一号から第七号まで」を「第一条第五項第一号から第六号まで」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同項第二号中「第一条第一項第八号」を「第二条第五項第七号」に改め、同項第三号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同号口中「第二条第六項」を「第二条第五項第八号」に改める。

4 る。この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第四号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

律第四十号)の一部を次のようにより改正する。

第二条第三項第九号中「いうの下に」。次項第八号において同じを加え、同条第七項中「被承継等中小企業者」を「被承継等特定事業者」に、「承継等中小企業者」を「承継等特定事業者」に、「他の中小企業者」を「他の特定事業者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「承継等中小企業者」を「承継等特定事業者」に、「中小企業者」を「特定事業者」に、「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第一号から第九号までの規定中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え

官 報 (号 外)



第三条の二 第三項及び第三条の三 第二項	当該借入金の額のうち 下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
当該債務者	下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第十一條第二項中「中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という)」を「普通保険、無担保保険又は特別小口保険」に、「同法を」「(中小企業信用保険法)に改め、同条第三項中「新事業開拓保険」の下に「(以下「新事業開拓保険」という)」を加え、同条第四項中「あつて、」の下に「下請振興関連保証又は」を加え、「同法第三条第二項中」を「同項中」に、「同法第五条中」を「同条中」に改める。	の次に次の二条を加える。 (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う下請企業振興協会協力業務)
第十二條第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む)の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。	第十五條の前の見出しを削り、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「(下請企業振興協会)」を付し、第十四条の次に次の八条を加える。 (下請中小企業取引機会創出事業者の認定)
第十三條第一項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。	第十六条 国は、下請中小企業の振興を図るために必要な事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。
第十四條第一項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改め、「それぞれ」を削る。	第十五条の前の見出しを削り、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「(下請企業振興協会)」を付し、第十四条の次に次の八条を加える。 (下請中小企業取引機会創出事業者の認定)
第十九條の見出しを削り、同条第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、「それぞれ」を削る。	第十六条 国は、下請中小企業の振興を図るために必要な事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。
第十八條を第二十八条とし、第十七条を第二十七条とし、第十六条を第二十四条とし、同条	の次に次の二条を加える。 (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う下請企業振興協会協力業務)

2	前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名 二 主たる事務所の所在地
3	三 下請中小企業取引機会創出事業に関する次に掲げる事項 一 下請中小企業取引機会創出事業の内容 二 口 下請中小企業取引機会創出事業の実施体制 三 経済産業大臣は、第一項の認定の申請をした者が次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、その認定をするものとする。 ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項
4	一 経済産業大臣は、第一項の認定の申請をした者が次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、その認定をするものとする。 二 その行う下請中小企業取引機会創出事業の内容が下請中小企業の取引の機会の創出に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。 三 その行う下請中小企業取引機会創出事業の内容が下請中小企業の取引の機会の創出を実施する体制が下請中小企業取引機会創出事業を適切に実施するために必要なものに資するものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。 四 不正の手段により第十五条第一項の認定を受ける基準に適合しなくなつたとき。 五 又は第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
5	三 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
6	四 不正の手段により第十五条第一項の認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けている者に通知しなければならない。 (指導及び助言)
7	第五条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、下請中小企業取引機会創出事業に関する取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。 (中小企業信用保険法の特例)
8	第六条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、

認定事業者が行なう「中小企業取引機会創出事業」(以下「認定下請中小企業取引機会創出事業」という)に必要な資金のうち、経済産業省令で定めるものに係るものとし、以下同

し)をうながす。本表は、そのにこゝの次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行ふことができる。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部  
又は人に対して各本条の刑を科する。

令で定めるものに係るものをいう。以下同  
る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする

一 中小企業者が認定下請中小企業取引機会創出事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する

**改正** 第八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のよう

			第三条第一項 保険価額の合計額が、下請中小企業振興法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証(以下「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条第一項 及び第二条の 三第二項	第三条の二第三 項及び第二条の 三第一項	保険価額の 合計額が	下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
当該債務者	当該借入金の 額のうち	下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

新事業開拓保険の保険関係であって  
下請

中小企業取引機会創出事業関連保証を受けた

普通保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものに

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育む。)の保有

行う者  
第十五条第五項を同条第六項とし、同条第四

中小企業者に係るものについての中小企業信  
用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定  
の適用については、同条第一項中「二億円」と  
あるのは「三億円（下請中小企業振興法第二十  
一条第一項に規定する認定下請中小企業取引機

いての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十五」とある保険、公害防止保険、工ネルギー対策保険

第一項第一号及び第二号の事業とみなす。  
(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う  
認定事業者協力業務)

項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

会創出事業に必要な資金のうち同項の経済産業省令で定めるもの(以下「下請中小企業取引機会創出事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証による保険関係については、二

4 海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業  
生保険及び特定社債保険につては、百分  
八十一」とあるのは、「百分の八十」とする。  
普通保険、無担保保険又は特別小口保険

構は、認定事業者の依頼に応じて、下請中小企業取引機会創出事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。  
本則二次の二条を加える。

機構の資産を著しく減少させない範囲内で行わなければならない。

第十六条中「前条第一項第六号」の下に「及び第二項第二号」を加える。

「六億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(下請中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(下請中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円)」とする。

保険関係であつて、下請中小企業取引機会  
出事業関連保証に係るものについての保険  
の額は、中小企業信用保険法第四条の規定  
かかわらず、保険金額に年百分の二以内に  
いて政令で定める率を乗じて得た額とする  
(中小企業投資育成株式会社法の特例)

**第三十一条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。**

第十七条第一項第三号中「及び第十四号から第十六号まで」を、第十四号及び第十五号に改め、同項第八号中「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第四号まで及び第六号」を「第五号まで及び第七号」に改め、同項第二号中「同項第十五号に掲げる業務及び

項第十六号」を「及び同項第十五号」に改め、同項第三号中「第十五条第二項第五号」を「第十五条第二項第六号」に改め、同項第四号中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に改め、同条第二項中「第十五条第四項」を「第十五条第五项」に改める。

第二十一条第一項中「及び第十四号から第六号まで」を「第十四号及び第十五号」に改め。附則第八条の八の次に次の一条を加える。

(産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前の産業競争力強化法等に係る業務の特例)

第八条の九 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第一号)附則第六号の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第十二条の業務

二 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号。次号において「旧生産性特措法」という)第十八条の業務

三 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十七条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧生産性特措法第二十五条の業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

附則第十三条の四第一項中「次条を「附則第十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

令和三年五月二十日 衆議院会議録第二十八号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

第十三条の五 機構は、附則第八条の九各号に掲げる業務ごとに、それぞれの業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において經理を行つている金額に限る)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 附則第十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の八」を「第八条の九」に改め、同表第十七条第一項第三号の項中「及び第八条の七」を「第八条の七及び第八条の九」に改め、同表第十八条第一項第一号の項中「第六号」を「第七号」に改め、同表第十八条第一項第二号の項中「及び第八条の七」を「第八条の七及び第八条の九」に改め、同表第十九条第一項第三号の項中「第十五条第二項第五号」を「同条第二項第五号」に改め、「同条第二項第五号」を「同条第二項第六号」に改め、同表第十九条第一項の項中「第八条の八」を「第八条の九」に改め、同表第二十一條第一項の項中「及び第八条の七」を「第八条の七及び第八条の九」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第八条の八」を「第八条の九」に改め、同表第十九条第一項の項中「第八条の八」を「第八条の九」に改め。

六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を「第十七号」とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)第二十二条及び第二十五条の規定による協力をを行うこと。

第二十一条第一項第二十二号中「第三十条及び第三十一条第一項第二十二号」に改め、「第三十条及び同法」に改め、同項第二十三号中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に、「並びに同条第三項及び第四項」を「及び同条第三項から第五項まで」に改める。

第十七条第一項中「第十五条第一項第十七号及び第十八号」を「第十五条第一項第十六号及び第十七号」に改める。

第十八条第一項第一号中「産業競争力強化法」の下に「第六十五条の六に規定する助言、同法」を加え、「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第十八号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十七号」を「第十五条第一項第十六号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に改め、「第十五条第一項第十七号」を「第十五条第一項第十八号」に改め、同号を同条第五号とし、第二号を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十二条第一項中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に改め。

附則第八条の九第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正後の中小企業等経営強化法第二十五条第一項の業務

三 第八条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の規定、同法第十六条の改正規定、同法第十七条の規定による改正後の中企等経営強化法第二十五条第一項第一号の改正規定、同法第十八条第一項第八号の改正規定、同法第十八条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の改正規定並びに同法附則第十四条の表第十八号第一項第一号の項及び第十八条第一項第三号の項の改正規定並びに附則第二十二条第一項の規

項中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第十条 生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)は、廃止する。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定(「事業活動における知的財産権」を場所の定めのない株主総会等に改める部分に限る)及び同法第二章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十条の規定公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)及び第三条の規定、第八条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定令和三年六月五日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 第八条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の規定、同法第十六条の改正規定、同法第十七条の規定による改正後の中企等経営強化法第二十五条第一項第一号の改正規定、同法第十八条第一項第八号の改正規定、同法第十八条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の改正規定並びに同法附則第十四条の表第十八号第一項第一号の項及び第十八条第一項第三号の項の改正規定並びに附則第二十二条第一項の規

&lt;/div

定及び附則第二十二条の規定(印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第三の文書名の欄の改正規定(第十七号並びに第十八号)を(第十六号並びに第十七号)に改める部分を除く。)による改正後の産業競争力強化法(次項において「新産競法」という)第六十六条第一項にあつては、上場会社でなくなつた株式会社が、第一号施行日から二年を経過する日(当該日までに上場会社でなくなつた株式会社に第一条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の産業競争力強化法(次項において「新産競法」という)第六十六条第一項の見出しの改正規定、同条に二項を加える改正規定、第六十三条の見出しの改正規定及び同条に二項を加える改正規定並びに第五条中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二条第五項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定及び同条第四項の次に一項を加える改正規定及び公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、当該株式会社は、当該期間においては、その定款の定め(株主総会又は種類株主総会の場所の定めがある定款の当該定めに限る。)にかかわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができる。

2 前項の規定によりその定款に新産競法第六十六条第一項の規定による定めがあるものとみなされた株式会社の取締役(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百九十七条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主)が当該定めに基づいて招集する場所の定めのない株主総会においては、新産競法第六十六条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。

第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお從前の例による。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧産競法第九条第一項の認定を受けている同項に規定する新事業活動計画(以下この条において「新事業活動計画」という)及び前項の規定によりなお從前の例により第二号施行日以後に旧産競法第九条第一項の認定を受けた新事業活動計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、政令等で規定された規制の特例措置並びに報告の徴収については、なお從前の例による。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に旧産競法第九条第一項の認定を受けている新

一項の変更の承認を含む。)を受けている旧中小強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画は、第四条の規定による改正後の中小企業等經營強化法(以下この条及び次条において「新中小強化法」という。)第十四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画とみなす。

3 中小企業等經營強化法第二条第一項に規定する中小企業者(新中小強化法第二条第五項に規定する特定事業者(以下この項において「特定事業者」という。)に該当するものを除く。)については、令和五年三月三十日までの間は、特定事業者とみなして、新中小強化法の經營革新(中小企業等經營強化法第二条第九項に規定する經營革新をいう。)に関する規定を適用する。

前項に規定する日(以下この条において「特定日」という。)までに同項に規定する中小企業者

(中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経措置)  
第七条 第四条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。)による改正前の中小企業等経営強化法(次条第一項及び附則第九条第一項において「旧中小強化法」という。)第四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係については、第二条の規定による改正後の産業競争力強化法第百二十九条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係とみなす。

新計画(第二項に規定する中小企業者に係るものに限る)及び前項の規定によりなお從前の例により特定日の翌日以後に新中小強化法第十四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画についての計画の変更の承認及び承認の取消し、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の特例、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)の特例、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)及び沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)の特例並びに報告の徴収については、なお從前の例による。

二  
十七条第一項の認定(旧中小強化法第十八条第三項の変更の認定を含む)を受けている旧中小強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画は、新中小強化法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画とみなす。  
新中小強化法第二条第二項に規定する中小企業者等(同条第六項に規定する特定事業者等(以下この項において「特定事業者等」という。)に該当するものを除く。)については、令和五年三月三十一日までの間は、特定事業者等とみなして、新中小強化法の経営力向上(同条第十項に規定する経営力向上をいう。第五項において同じ。)に関する規定を適用する。  
前項に規定する日(以下この条において「特定日」という。)までに同項に規定する中小企業者等がした新中小強化法第十七条第一項の認定の申請であつて、特定日においてその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。  
特定日において現に新中小強化法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画(第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る。)及び前項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画についての計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業等協同組合法(昭和三十二年法律第八十五号)の特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

一項の認定を受けている同項に規定する経営力向上計画第二項に規定する中小企業者等によるものに限る。)及び第三項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画に従つて行われる経営力向上については、新中小強化法第二十五条第一項の規定は、特定日の羽日以後も、なおその効力を有する。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第十条 令和五年三月三十一日において現に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の其盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の承認を受けている者(同法第二条第三項に規定する中小企業者第五条の規定附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下この条において「新地域経済牽引事業促進法」という。)第二条各項に規定する特定事業者(以下この条において「特定事業者」という。)に該当するものを除く。)に限りは、同日の翌日以後も特定事業者とみなして、新地域経済牽引事業促進法第十九条、第二十条、第二十二条、第二十八条及び第二十九条の規定を適用する。

(下請中小企業振興法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正前の下請中小企業振興法(以下この条において「旧下請中小企業振興法」という。)第七条第一項の承認(旧下請中小企業振興法第七条第一項の変更の承認を含む。)を受けている旧下請中小企業振興法第五条第一項に規定する振興事業計画は、第七条の規定による改正後の下請中小企業振興法第五条第一項の承認を受けた同項に規定する振興事業計画とみなす。

(生産性向上特別措置法の廃止に伴う経過措置)  
第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に第十一条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法(以下「旧生産性特措法」という)第六条第九項の報告書令和二年年度の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関するものに限る。)が国会に提出されていない場合における当該報告書の国会への提出については、なお従前の例による。

第十三条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第九条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、新たな規制の特例措置(旧生産性特措法第二条第三項に規定する規制の特例措置をいう。)を講ずることが必要かつ適切であるかどうかの判断がされていないものについては、第一条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の産業競争力強化法(第十六条において「新産競法」という。)第六条第一項の規定による求めとみなして、同条の規定を適用する。

第十四条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第十条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、その回答がされていないものについての回答については、なお従前の例による。

第十五条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第十一条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。この場合において、旧生産性特措法第十一條第四項中「革新的事業活動評価委員会」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第号)第一条の規定による改正後の産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十四条の二に規定する

2 新技術等効果評価委員会」とする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第十一条第一項の認定を受けている同項に規定する新技術等実証計画(以下この条において「新技術等実証計画」という。)及び前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧生産性特措法第十一条第一項の認定を受けた新技術等実証計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、主務大臣による情報の提供等、政令等で規定された規制の特例措置、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。この場合において、旧生産性特措法第十三条第三項中「革新的事業活動評価委員会」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)第一条の規定による改正後の産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十四条の二に規定する新技术等効果評価委員会」とする。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第十一条第一項の認定を受けている新技術等実証計画及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた新技術等実証計画に従つて実施される旧生産性特措法第二条第二項に規定する新技術等実証については、旧生産性特措法第十八条の規定は、第二号施行日以後も、なぞの効力を有する。

第十六条 新技術等効果評価委員会は、新産競法第十四条の三第一項に規定するもののほか、前条第一項の規定により読み替えて適用する旧生産性特措法第十一条第四項及び前条第二項の規定により読み替えて適用する旧生産性特措法第十三条第三項の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

第十七条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第二十二条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

第二号施行日前にされた旧生産性特措法第二十二条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る旧生産性特措法第二十二条第五項の調査については、旧生産性特措法第二十八条第二項(旧生産性特措法第二十二条第五項の調査に係る部分に限る。以下この項において同じ。)及び第四項から第六項まで(旧生産性特措法第二十八条第三項に係る部分に限る。並びに第三十条旧生産性特措法第二十八条第二項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

3 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けている同項に規定する革新的データ産業活用計画(以下この条において「革新的データ産業活用計画」という)及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けた革新的データ産業活用計画についての計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、国の機関等に対するデータの提供の求め並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

5 第二項の規定は、前項の規定によりなお從前の例により第二号施行日以後に行われる旧生産性特措法第二十三条第一項の変更の認定に係る同条第五項において準用する旧生産性特措法第二十二条第五項の調査について準用する。

に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けている革新的データ産業活用計画及び第一項の規定によりなお從前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従つて実施される旧生産性特措法第二条第四項に規定する革新的データ産業活用については、旧生産性特措法第二十五条、第二十八条第一項、第二項(旧生産性特措法第三十六条第一項の確認をするために必要な調査に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第三項及び第四項から第六項まで(旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。並びに第三十条(旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。)の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。

に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けている革新的データ産業活用計画及び第一項の規定によりなお從前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従つて実施される旧生産性特措法第二条第四項に規定する革新的データ産業活用については、旧生産性特措法第二十五条、第二十八条第一項、第二項(旧生産性特措法第二十六条第一項の確認をするために必要な調査に係る部分に限る。以下この項において同じ。)第三項及び第四項から第六項まで(旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。並びに第三十条(旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。)の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。

た行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によるることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
(小規模企業共済法の一部改正)

第二十一条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第一百二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第二十二条 印紙税法の一部を次のように改正す  
る。

正する。  
第五十一条第一項中第十四号を削り、第五十五  
号を第十四号とする。  
附則第四条の次に次の二条を加える。  
  
(業務の特例)  
第四条の二 機構は、当分の間、第五十一条に  
規定する業務のほか、産業競争力強化法等の  
一部を改正する等の法律(令和三年法律第  
号)附則第十七条第二項(同条第四項において  
準用する場合を含む。)及び第五項の規定  
によりなおその効力を有するものとされる同  
法第十条の規定による廃止前の生産性向上特  
別措置法(平成三十年法律第二十五回)第二十一  
八条第一項から第四項までに規定する業務を  
行う。この場合において、第六十三条第一号  
中「第二項」とあるのは、「第二項並びに附則  
第四条の二」とする。

第二十二条 印紙税法の一部を次のように改正する。  
別表第三の文書名の欄中「第十七号並びに第十八号」を「第十六号並びに第十七号」に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務(同項第六号)」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務(同項第三号及び第七号)」に改める。  
第三号及び第七号」に改める。  
(情報処理の促進に関する法律の一部改正)  
第二十三条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改

新技術等効果評価委員会 産業競争力強化

(国立研究開発法人産業技術総合研究所法の一部改正)  
第二十五条 国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

3 研究所は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の十二に規定する業務を行うことができる。
(沖縄振興特別措置法の一部改正)
第二十六条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第六十六条第五項の表第六十二条第二項の項目「第六十三条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同表第六十四条第二項の項目「第六十三条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同表第六十五条第二項の項目「第六十条第八項」を「第六十九条第二項」に改め、同表第六十五条第二項の項目「第六十五条第二項」を「第六十四条第七項」に改め、同表第六十六条第七項を「第六十五条第二項」に改め、同表第六十六条第一項の項目「第六十六条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同表第七十条第一項の項目「第七十条第一項」に改め、同項中「第六十五条」を「第七十一条(第五項を除く。)」に改め、同項下欄中「第六十五条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。
第二十七条 沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。
第六十六条第一項中「第二条第六項に規定する組合等」を「第二条第一項第八号及び同条第二項第二号に掲げる者」に改め、同条第五項の表第十四条第一項の項目「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第十四条第二項第五号の項目欄中「組合等」を「特定事業者(第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。)」に改め、同表第十五条第一項の項目「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第二十二条第一項から第三項まで及び第二十三条第一項各号の項目欄中「第二十二条第一項から第四項まで」を「第二十二条第二項から第四項まで」に改め、同項中欄中「中小企業者」を「特定事

業者」に改め、同表第二十四条第一項第一号及び第三号の項目中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第七十条第二項の項目中「中小企業者」を「特定事業者」に改める。
(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)
第二十八条 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
第六十三条中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。
第二十九条 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
第六十二条第一項中「又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定」を削る。
第六十三条中「第二条第十六項」を「第二条第二十項」に改める。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正
第三十条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第六十二条第一項中「第二条第十五項」を「第二条第二十項」に改める。
第六十三条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。
第六十四条第一項中「又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定」を削る。

第三十一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。
第六十五条 第二項の「第二条第十五項」を「第二条第二十項」に改める。
第六十六条第一項中「第二条第六項に規定する組合等」を「第二条第一項第八号及び同条第二項第二号に掲げる者」に改め、同条第五項の表第十四条第一項の項目「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第十四条第二項第五号の項目「組合等」を「特定事業者(第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。)」に改め、同表第十五条第一項の項目「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第二十二条第一項から第三項まで及び第二十三条第一項各号の項目欄中「第二十二条第一項から第四項まで」を「第二十二条第二項から第四項まで」に改め、同項中欄中「中小企業者」を「特定事
業者」に改め、同表第二十四条第一項第一号及び第三号の項目中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第七十条第二項の項目中「中小企業者」を「特定事業者」に改める。
(復興庁設置法の一部改正)

第三十二条 復興庁設置法(平成二十三年法律第一百五十五条)の一部を次のように改正する。
附則第三条第一項の表生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)の項を削る。
(国家戦略特別区域法の一部改正)
第三十三条 国家戦略特別区域法(平成二十五年

一 議案の目的及び要旨
本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るため、情報技術の進展、エネルギーの利用による環境への負荷の低減等に対応する事業変更を行おうとする者についての計画認定制度の創設、経営革新計画の承認制度等の対象事業者に係る要件の見直し、下請中小企業の取引機会を創出する者の認定制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
二 法律案(内閣提出)に関する報告書
3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正
4 中小企業の事業・規模の拡大を促進するため、新たな支援対象類型を創設すること。
5 下請中小企業振興法の一部改正
6 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一 部改正
7 生産性向上特別措置法の廃止
8 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

本案は、我が国産業の持続的な発展を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 三 本案施行に要する経費

令和三年度一般会計予算に一億円、令和三年度工エネルギー対策特別会計(工エネルギー需給勘定)に一億円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

令和三年五月十九日

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

衆議院議長 大島 理森殿

明治二十五年三月三十一日

種郵便物認可

度を通した事業者支援については、時代状況への適合性や利用者の利便性、その政策効果等の観点からその在り方を不斷に検証し、我が国の産業競争力の強化のため真に実効性のある制度となるよう、引き続き整理統合等について検討を行うこと。

四 中小企業に関する制度改革に当たっては、中堅企業への成長を図る企業への支援だけではなく、中小企業にとどまらざるを得ない事業者や地域に差した小規模事業者が切り捨てられることなく、また従業員の適切な賃金水準が確保されるよう、必要な予算措置も含め、引き続き十分な支援措置を講じること。

五 中小企業・小規模事業者であつても新たな計画認定制度を負担感なく利用することができるよう、認定支援機関による支援や周知の徹底、手数料の適正化等の必要な措置について検討すること。

六 我が国のイノベーション促進に向けて、産業革新投資機構の機能強化も含め、ベンチャーエンタープライズへの投資拡大に目標を持つて取り組むとともに、ベンチャー企業支援策の一層の充実を図ること。

七 相対的に立場の弱い中小企業・小規模事業者及びフリーランスの労働者等の権利が不当に侵害されること等がないよう、引き続き、その地位の向上、適切な労働環境及び公正な取引環境の整備に向けた検討を進めること。

八 下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度の運用に当たっては、自由かつ公正な取引機会が確保されるよう、認定事業者による取引の公平性や透明性の確保に努めること。

九 債権譲渡における情報システムを利用した第三者対抗要件の特例の運用に当たっては、債権譲渡通知を受けた債務者による新旧両債権者に対する二重払いの危険を防止するとともに、詐欺等の犯罪行為の手段として利用されることに

より善意の者に不測の損害を与えることのないよう、認定対象となる情報システムに係る厳格なセキュリティ要件等の設定、二重払いの事前防止措置及び過誤払い発生時の返金の確保に向けた対策の検討、当該情報システムを利用する者全てに対する本制度の周知及び注意喚起の徹底を通じた悪用防止、運用状況の継続的な監視等による利用者保護のための有効かつ適切な措置を講じるとともに、その実効性について不断に検証し、適時適切に見直すものとすること。

十 本改正案の条文等に多数の誤りがあつたことを深く反省し、再びこのようなことが起こらないよう再発防止策を徹底すること。

発行所	二東京都千代田区一丁目四番五号
独立行政法人 国立印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 二二〇円)